

令和4年 第7回定例会

美 瑛 町 議 会 会 議 録

(第2号) 12月16日 開議

美 瑛 町 議 会

議 事 日 程 (第 2 号)

令和 4 年 第 7 回 美 瑛 町 議 会 定 例 会

令和 4 年 1 2 月 1 6 日 午 前 9 時 3 0 分 開 議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議案第 1 号 美瑛町自治基本条例の制定について
- 第 3 議案第 2 号 美瑛町まちづくり総合計画の策定と運用に関する条例の制定について
- 第 4 議案第 3 号 美瑛町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 第 5 議案第 4 号 美瑛町職員の降給に関する条例の制定について
- 第 6 議案第 5 号 美瑛町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 第 7 議案第 6 号 美瑛町持続可能な観光目的地実現条例の制定について
- 第 8 議案第 7 号 美瑛町公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 第 9 議案第 8 号 美瑛町水力発電事業の設置等に関する条例の制定について
- 第 10 議案第 9 号 美瑛町水力発電事業会計基金条例の制定について
- 第 11 議案第 10 号 美瑛町職員定数条例の一部改正について
- 第 12 議案第 11 号 美瑛町職員の定年等に関する条例の一部改正について
- 第 13 議案第 12 号 美瑛町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正について
- 第 14 議案第 13 号 美瑛町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正について
- 第 15 議案第 14 号 美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 第 16 議案第 15 号 美瑛町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第 17 議案第 16 号 美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 18 議案第 17 号 美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第 19 議案第 18 号 令和 4 年度美瑛町一般会計補正予算 (第 7 号) について
- 第 20 議案第 19 号 令和 4 年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 第 21 議案第 20 号 令和 4 年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) について
- 第 22 議案第 21 号 令和 4 年度美瑛町水道事業会計補正予算 (第 5 号) について
- 第 23 議案第 22 号 連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について
- 第 24 議案第 23 号 町道路線の変更について
- 第 25 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 26 報告第 1 号 専決処分について

第 2 7 意見書案第 8 号 物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需
給改善対策等の強化に関する意見書について

第 2 8 所管事務調査の申し出について

○出席議員（13名）

1番	保田仁	議員
3番	増山和則	議員
4番	濱田洋一	議員
5番	大坪正明	議員
6番	中村俱和	議員
7番	穂積力	議員
8番	桑谷覺	議員
9番	高田紀子	議員
10番	野村祐司	議員
11番	青田知史	議員
12番	山本賢一	議員
13番	八木幹男	議員
議長	14番 佐藤晴観	議員

○欠席議員（1名）

2番	坂田美香	議員
----	------	----

○出席説明員

町長	角和浩幸君
副町長	池田由行君
会計管理者	小杉昌敏君
総務課長	今瀧毅君
まちづくり推進課長	新村猛君
移住定住推進室長	土井寛久君
税務課長	川合実智代君
住民生活課長	庄司篤史君
保健福祉課長	高木比斗志君
地域包括支援センター所長	高崎史江里君
子ども・子育て支援室長	檜山尚代君
保健センター所長	鎌田静香君
商工観光交流課長	高島和浩君
文化スポーツ課長	山下浩史君
農林課長	吉川智巳君
建設水道課長	平間克哉君
水道整備室長	岩佐和男君
町立病院事務局長	観音太郎君
総務課長補佐	真鍋大輔君
総務課財政係長	松岡歩君
教育長	鈴木貴久君
管理課長	梶原祐治君
図書館長	山上修司君
農業委員会会長	只野透君
農業委員会事務局長	栗原行可君
代表監査委員	大西宣充君

○書記

事務局長 今野聖貴君
次長 才川育世君

開議挨拶

○議長（佐藤晴観議員） おはようございます。昨日の朝、雪はね、議会終わって帰ってから雪はね、今日の朝も雪はねと。雪はねも大事な産業の一つとは思いますが、適度に降ってほしいなと願うところであります。

今日、定例会2日目でございます。今日も昨日に引き続きよろしくお願い申し上げます。

開議宣告

○議長（佐藤晴観議員） 本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は、13人です。本日の議事日程は、印刷物で配布のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、5番大坪正明議員と8番桑谷覚議員を指名します。

発言の取消申出

○議長（佐藤晴観議員） 鈴木教育長から、会議規則第64条の規定により、お手元に配付しました、発言取消申出書に記載した部分を取り消したいとの申し出がありました。

おはかりします。これを許可することにご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、鈴木教育長からの発言取消申出の件を許可することに決定しました。

日程第2 議案第1号 美瑛町自治基本条例の制定について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第2、議案第1号、美瑛町自治基本条例の制定についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

新村まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長 新村 猛君 登壇)

○まちづくり推進課長(新村 猛君) おはようございます。議案第1号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集につきましては、1頁から13頁までになります。条例の制定要旨は別冊資料の1頁から5頁までになります。今回の条例の制定につきましては、地方分権が進む中、本町では平成15年に「住み良いまち美瑛をみんなでつくる条例」を制定し、町民参加によるまちづくりを推進してまいりました。一方、人口減少や少子高齢化の進行、価値観の多様化等、地域社会が大きく変わりゆく時代にあって、様々な課題への対応が求められております。このような中、既存条例の理念を踏まえつつ、町民、議会及び行政が、自治の担い手として、共通の認識とルールのもとで、それぞれの役割を果たし、情報共有に基づく町民参加と協働等による町民主体の自治を推進しなければなりません。このことから、「みんなでつくるまちづくり」を目指し、地方自治の本旨に基づく基本的な事項と仕組みを定め、町民主体の自治の確立を目的として、新たに「美瑛町自治基本条例」を制定するものです。

最初に議案を朗読させていただき、その後、条例制定の趣旨、規定の内容などについて、ご説明をさせていただきます。それでは、議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

それでは、別冊資料の条例の制定要旨により、ご説明をさせていただきます。別冊資料の1頁になります。

1の制定の要旨につきましては、冒頭の提案理由でご説明したとおりですので、省略させていただきます。

2の制定の概要につきましては、本条例は、目次、前文並びに第1章の総則から雑則までの全12章と、附則で構成され、本則につきましては、第1条の目的から施行規定までの全50条からなっております。

前文につきましては、美瑛町の背景と歩みを示すとともに、自治の担い手である、町民、議会及び行政が一体となって地域課題の解決に取り組むことや、町民主体の自治を確立することを簡潔に示しております。

第1章「総則」では、条例の目的や用語の定義、基本理念や基本原則と条例の位置づけを規定しております。

第2章「情報共有」では、町民、議会及び行政の三者の情報共有や、わかりやすい情報の提供、行政の説明責任や町民の意見等の取扱いと、会議の公開などについて規定しております。

第3章「町民参加」では、町民の町政への参加を基本とすることや、町民参加の方法、まちづくり委員会の設置などについて規定しております。

第4章「住民投票」では、町政に関わる重要事項について、住民投票を実施することができ

ることを規定しております。

第5章「町民」では、町民の権利や役割と、子どもの権利などを規定しております。

第6章「協働・コミュニティ」では、町民、議会及び行政の協働についてや、コミュニティについて規定しております。

第7章「議会」では、議会の役割、権限や責務と、町民との情報共有や町民参加などについて規定しております。

第8章「行政」では、町長、行政及び職員の責務を規定しております。

第9章「行政運営」では、総合計画やまちづくり評価に関すること、財政運営や行政手続などについて規定しております。

第10章「連携・協力」では、町外の人々との連携及び協力や、国、道、他の市町村等との連携及び協力などについて規定しております。

第11章「条例の見直し等」では、本条例は4年を超えない期間ごとに見直しを検討することや、自治推進委員会の設置を規定しております。

第12章「雑則」では、条例施行に関する規則への委任を規定しております。

附則では、施行期日、住み良いまち美瑛をみんなでつくる条例の廃止及び経過措置を規定しております。

議案に戻り、13頁の附則になります。附則、施行期日、第1項、この条例は、令和5年4月1日から施行します。以下、第2項及び第3項の朗読は省略させていただきます。

以上で、議案第1号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから総括質疑を行います。議案第1号について総括質疑を許します。

（「はい」の声）

11番青田議員。

（11番 青田 知史議員 登壇）

○11番（青田知史議員） おはようございます。よろしくお願いいたします。まずもって、今回の自治基本条例策定にご尽力いただきましたまちづくり委員会の皆さま、また、関係職員の皆さま、そのご尽力に心から敬意を表したいと思っております。総括質疑ということで、大まかな内容について、町長の考えを伺いたいと思います。

町長は、令和2年9月の定例会で、私の一般質問、自治基本条例についての策定についての進め方ということで質問をさせていただいて、その答弁をいただいております。その際に、当時、「議論が始まっているのは、専門部会でございますけれども、全てがそこで決まる訳ではございません。今後、様々な町民各層の方々のご意見を賜りながら、議論を深めてまいりたいと考えているところでございます」そういうような答弁をいただいております。

まず一つ目として、令和2年9月定例会以降、町長は、どのようなアプローチで町民各層の方々に、この自治基本条例の意義であるとか、その策定の進め方、内容等について、どのように説明し、意見をいただき、議論を深めてきたのか。その中身について伺いたいと思います。

続きまして、美瑛町の名誉町民である故竹内英順先生が、平成14年、道議会の定例会において、当時、堀知事に、行政基本条例の策定、それが審議された時に、竹内先生は、堀知事に対して、このような質問をしております。条例でどのような改革を展望しているか、何が実現と考えているのか。また、この条例は、条例の上位に位置し、個別の条例を規制するものであるのかどうか。住民投票の実施には慎重な対応が必要ではないか。このような3点についての質問をされておりました。

私も自治基本条例、また、住民の自治二元代表制である中で、やはり、行政、議会、そしてまた、今回自治ということで、町民の皆さんの声を聞いていく、反映していくと、それは非常に大事なことだと思っておりますけれども、やはり、運用についてはまた、策定の中にはですね、平成15年に作られた、住み良いまち美瑛をみんなで作る条例、それが、まずまちづくりの基本にあると私は認識しております。それであれば、更に町民集会であるとか、町民コメントでしっかりと町民の皆さんの声を聞いていくことが必要だったのではないかと認識しております。先達て、町議会主催でですね、佐藤議長が先頭に立って進めてる議会改革の一環として、講演会と意見交換会を実施しております。その際にも、町民の皆さまから様々な意見が寄せられております。それらを踏まえまして、これから委員会での審査が始まっていきますが、町長の自治基本条例に関してのお考えを改めてここに伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） 休憩します。

休憩宣告（午前 9時42分）

再開宣告（午前 9時42分）

○議長（佐藤晴観議員） 再開します。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） 議案第1号、美瑛町自治基本条例の制定についての総括質疑にお答えをさせていただきます。冒頭、私もこの提案に至るまで、自治基本条例制定にご尽力いただきましたまちづくり委員会の皆さま、専門部会の皆さま、また、議会議員の皆さま、関係、各種委員の皆さまに心より感謝を申し上げる次第でございます。住民主体、町民主体のまちづくりを進めていく、その基本理念と基本原則を定める、大変重要な条例であると私は認識をしております。ただいまの総括質疑の第1問目でございますけれども、これまでの議論の深め方につい

てでございます。専門部会の中で、町民の方が加わっていただいております専門部会の中で素案作りをしていただきました。その後、その途中、過程でもございますが、この内容について多くの町民の方にお知らせをしていかなければならない。その観点から、一つは、広報紙の中に自治基本条例の制定過程、また、その意義などについてお知らせを毎号入れさせていただきました。他にイベント等でも、専門部会の方々が出席して、町民の方に対して自治基本条例というものを知ってますか、こういう意義ありますよというような問いかけもしていただきました。そして、このたびの提案に至る前につきましては町民コメントをパブリックコメントを募ってございます。そういうような取組の中で町民の方へお知らせをし、理解を深めていただき、議論をしていただくという機会を設けてきてまいったところでございます。一方で、町民集会等、あるいは各職域の代表者でありますとか団体の方々に対して、ご説明をさせていただくという機会につきましても、専門部会の中で、議論を進めていただきました。もちろんやっぺいこうというお話が多かったんですけども、このことにつきましては、新型コロナウイルス感染症の関係もございまして、人の集まる会合というのは難しいという、そういう状況の時期と重なっていたため、専門部会の中でも検討いただきましたが、実現は出来ないまま今日に至っているところでございます。

2点目でございますけれども、都道府県が制定されてます自治基本条例と基礎自治体であります町村が制定を目指しております自治基本条例の間には、おのずと性格の差があるのかなと思って伺いをさせていただきました。その中でも、例えば住民投票のことのご質問だと受け止めておりますけれども、住民投票につきましては、私どもの美瑛町自治基本条例の中でも規定を設けてございます。その狙いにつきましてはもちろん、議会の皆さまの役割、間接民主主義、二元代表制というものを踏まえた上で、その上で直接民主主義の補完をする、間接民主主義を補完する意味での直接民主主義的な在り方も必要ではないかと、そのような観点から規定を設けさせていただいているところでございます。以上でございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 11番青田議員。

○11番(青田知史議員) はい、答弁いただきました。令和2年9月の定例会、コロナが全国的に蔓延し、それで町としてもですね、私、当時緊急質問をしたそのような時期、その後ですね。ですから恐らくですね、町長の答弁の中には、コロナ禍においても議論の深め方がいろいろできる、そういうような思いはあったのではないかと考えております。この後の、令和2年9月の定例会の私のやりとりの後で、必ずやという必ずを入れてですね、それを実現していくという風なお答えをいただいていたので、今日に至るまで、策定部会のメンバーの皆さま以外に自治基本条例の意見をいただく場というのは、先達ての町議会主催の講演会と意見交換会だったのかなという風に認識をしています。本来であれば、これまでまちづくりに大きくご貢献

されていた各種団体の方や、また、可能であれば、15年の住み良いまち美瑛をつくる条例制定に関わった方々のそういう思いも意見として聞きながら、これまでの美瑛町の在り方を踏まえた上できちんと町長の言葉で説明し、自治基本条例の策定を進めていくべきではなかったかっていう風に認識しております。議論を深めることが出来たのかどうか、町長の認識をまず伺いたい。

続きまして、行政基本条例、道の行政基本条例と自治基本条例、確かにその基礎自治体の単位は違う、それは認識しております。大きさも違います、構成も違います。ただその中で、住民、道民、町民が行政に関わりながら自治を目指していくと。取組を進めていく、それはイコール同じであると私は認識しております。その中で、竹内先生は、堀知事に次のような再質問を行っております。同じように町長に伺いたいと思います。今回の美瑛町の自治基本条例が出来たとすると、条例を廃止するなどということあり得ないことなのか。また、この条例の改正が他の条例施策に影響するのか。この点についてまず伺いたいと思います。

続きまして、審議の過程が省略されがちな住民投票の結果が、政策決定に大きな影響を及ぼすことが事になれば説明責任は誰が負うことになるのか。知事のリーダーシップ、言い換えまして町長のリーダーシップと言わせてもらいますが、町長のリーダーシップに基づき、議会の議論を得ながら政策形成を図っていくことが地方自治の壤土だと思うが、その見解についていかがお考えか。以上、4つの点について伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 町民の皆さまとの意見の交換の場というところで、先日の町議会の皆さま主催で開いていただきました講演会・意見交換会等を開催いただき誠にありがとうございます。感謝を申し上げます。このような貴重な場を開いていただき、本当に感謝を申し上げる次第でございます。

一方、これまでの結果につきましては先ほど答弁させていただいたとおりでございますが、広報紙等で、随時、途中経過、あるいは意義についてお知らせをさせていただき、多くの方が集まるイベントの中でもブースを設け、その中でお話を聞かせていただく、そういう機会を設けてきました。一方で、先ほど申しましたが、町民の方を集めるような形、あるいは多くの人集まったところに出向いていくような形は、検討はさせていただきましたが、専門部会の中でも、ちょっとこの時期控えたほうが良いという見解が出されたため、主体的にこの条例を制定をいただいております専門部会の皆さま方の総意を受ける形で現在のこれまでの経過となっているところでございます。なお、もちろん、町民の皆さまのお考えをお聞きする、また、町民の方のお声を反映させていただくという機会というのは大変大事だと思っておりますので、この条例につきましては機会あるごとに、様々な情勢、状況を捉えまして、私どもの方から町

民の皆さまにご説明をさせていただき、そういう機会の創設に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

条例の廃止と他条例の扱いですけれども、もちろん、条例でございますので、条例廃止の手続は、今後、仮にお認めいただき条例制定していただいた後でありましても、条例を廃止することは可能であると考えております。なお、この条例案の中でも、定期的な見直しをそもそも条項として入れておりますので、その辺りもご配慮、ご考慮いただきたいと思います。他条例との扱いでございますが、これは条例でございますので、各条例間に上下はないものと受け止めております。

住民投票につきましては、先ほど申し上げましたとおり、もちろん、原則としまして二元代表制、議会の皆さまと町行政の意見交換、質疑、議会の場でのご討議の中で政策が決まってくというのは当然のことでございます。ただなお、その中でも、意見が割れるような大変大きな課題につきましては、直接町民の皆さまのご意見を伺う、そのような住民投票の場というものを規定として設けておくという位置づけでございます。まずは、議会の中で議論を尽くしていくということは当然のことと受け止めてございます。以上でしょうか。漏れがありましたらご指摘お願いします。

○議長（佐藤晴観議員） もう1回でいいの。抜けてなかった。

○11番（青田知史議員） 1回、2回。

○議長（佐藤晴観議員） うん、いやもう1回できるよ。漏れはない。

○11番（青田知史議員） 漏れはないです。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 11番青田議員。

○11番（青田知史議員） 11番青田でございます。答弁いただきました。どこまでいっても、やはりこう町民の皆さんに広く知っていただく、なかなか難しい、本当にこう、熱量があつてようやくここまでこぎ着けた、本当にこう大変な案だと。その案について審議する我々も本当責任を感じているところでございます。論点を含め、条例について本当にですね、多くの町民の方に知っていただきたい、その思いが本当でございます。ただ、部会の議事録を見ますと、過去に土台となる部分を期限までに組み立てることが第一、一言一句厳密に審査していくと時間が足りないというような議事録の中の発言があつたかと思えます。町長は公約中掲げているこの自治基本条例、何とか任期中に間に合わせようとして、プロセスがおろそかになったか、その辺りについて、まあ、なつてはいないかと思えますけれども、認識を伺いたいと思えます。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 今回の自治基本条例案の策定に至る過程におきましては、まちづくり委

員会の皆さま方、その中の専門部会の皆さま方、その中には、後半、町議会議員の皆さま方も参加をいただき、町職員も参加をさせていただいております。そのような非常に多くの方々が集まった場の中で議論を深めていただき、時間も長い時間をかけて案作りに取り組んでいただいたところをごさいます。重ねて参加をいただきました皆さまに心から感謝を申し上げる次第でございます。策定のスケジュール感、もちろん、期日を設けずに何事かを進めていくというよりは、ゴールを定めその目標に向かって進めていくのがスピードもあるし、合理的であると思っております。公約の中で掲げている面もありまして、任期期間というところの考えも、当然ありはいたしますが、それよりも多くの広範囲の町民の方々、議員の皆さま、職員が集まる場の中でいかに議論を深めていただくかを重視してきたということはもちろんでございます。その中で、本当に意を尽くし時間もかけ、練り上げていただいた案が、今このタイミングで皆さまに提案できる、そういう状況に至っていただいているところでございます。この条例案を策定するに当たりまして、本当に多くの皆さま方が真摯に考え方、意見を出し合い、煮詰めて煮詰めて完成をいただいた案であるという風に受け止めているところでございます。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑はありませんか。

（「はい」の声）

6 番中村議員。

（6 番 中村 俱和議員 登壇）

○6 番（中村俱和議員） はい、6 番中村です。総括質疑を行います。自治基本条例の策定は町長の公約でした。本条例の核心は、町民が主人公のまちづくりです。本条例制定専門部会が2020年7月に設けられ、その後、毎月のように広報紙や折り込み、更にホームページに掲載されてきました。専門部会の皆さんが汗してきたことに敬服いたします。町はこれを受けて、2年半に亘り、広報紙やホームページで町民に繰り返し伝えてきました。ところが、町民の反応は実に寂しいものです。私は、町民にいくつか当たってみました。その中のほとんどの皆さんが、本条例の名前すら知りません。町民が、本条例の情報を受取り、確かにお読みになったかが重要であります。読まないのは町民の責任と言ってしまえば、それこそおしまいです。もしも、このような見方であるのならば、本条例の趣旨と相容れない。なぜ、ほとんどの町民が知らないのか。この原因を明らかにすることがまず先決ではないのか。いかがお考えか伺います。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） 中村議員さんよりの、美瑛町自治基本条例案に対します総括質疑にお答えをさせていただきます。町民の皆さまへのご周知につきましては、議員からもご指摘いただ

きましたとおり、毎号毎号、広報等でお知らせをさせていただいております。ホームページもお知らせをさせていただきます。先ほども申しましたが、イベント等にも出向いていきブースを設け、その場でも説明をさせていただいたところがございます。町民の皆さまが、この案をどう受け止めているかという点でございますけれども、町民の皆さまお一人お一人の関心の度合い、受け止め方というのはそれぞれ濃淡があるかと思っております。関心を強くお持ちでいただいている方は、毎号毎号の制定過程について恐らく認識をさせていただいているでしょうし、関心の薄い方はそれなりの対応ということの差はあるという風には思っております。ただ、多くの方が、ほとんどの町民がこの条例を知らないというような事態では私はないと思っておりますので、ほとんどの方がほとんどの町民がこの条例案の名前も知らないというご指摘につきましては、私は当たらない、条例案は存じていただいているのではないかなと思っておりますが、その中身の理解の仕方、関心の持ち方というのはおのずと町民の皆さまの間で差がある、そういう現状であるという風に受け止めております。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい、6番中村です。本条例の素案がですね、発表されたのが、今年の10月18日でしたね。それから一月間の間に、パブリックコメントを募集しました。その結果、2人の町民から意見が寄せられたと報告されております。たったの2人ですよ。20人でも200人でもない、たったの2人です。町民がですね主人公の条例にしてはあまりにもお粗末ではないかと私は受け取っております。なぜほとんどの町民は関心が低いのか。まず、町民がですね、本条例を知っているのか知らないのか。まず、このことを調査するのが先決ではないのか。町長はですね、思っているとおっしゃいますけどね、やっぱりそれでは科学的なデータにはならないんです。実際に町民が知ってるか、知ってないか。サンプリングでもいいですよ、全数調査でもなくても、ある程度のサンプリング。例えば手紙であるとか、それから聞き取りであるとか、ね。300とか500とか、そういうサンプリング調査でもよろしいんですよ。何らかの調査をするのが先決ではないのかと。私はそう思いますけども、いかがでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 町民の皆さまの認知の具合でございますけれども、素案を発表してからパブリックコメントを当然求めてはございます。ただ、その素案を発表するまでの段階におきまして、繰り返しますが、広報紙等の中で過程についても、この一つの条例案を作るという過程についても、細かくご説明をさせていただいてきたところでございます。その流れを受けて、最終素案としてパブリックコメントを頂戴したというところでございます、そのことを町民

の方々が、どのように受け止めていただいているのかということの、このパブリックコメントの結果であると思っております。ある意味で、ご質問がない状態でこれまでの途中経過をご理解いただいていたということもあり得るのかなという風には受け止めております。パブリックコメントの件数が少ないということにつきましては、本条例案そのものについてだけではなくていろいろなところでパブリックコメント、町が求めているところありますけれども、総じて数は少ない状況であります。というところは、パブリックコメントの求め方に、本条例だけではなくて、町としてパブリックコメントを求める時に、もう少し意見を出してもらいやすくする、そういうやり方があるのかなという反省は感じているところでございます。ただ、個別、本条例案につきましては、これまでも説明を尽くさせていただいているというお答えをさせていただいておりますので、これ以上の個別の案件に関する調査というものは必要ないという立場でございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) この広報ですね、広報は民間に例えるならば、これは民間のいろいろなお知らせ、まあ宣伝である訳です。その場合ですね、企業はその宣伝がどのように国民に伝わり、そして反応してるかと、ここを知ることが大事なんですね。そうでないと投資の意味がないんです。本条例のですね、意味は私は理解出来ますよ。しかし、慌てて策定するものではないですよ。先ほど任期中ということをおっしゃいましたけどもね、私は町民の立場で作らなければならない。町長の公約だからといって、町民に押しつけることはあってはならない。ほとんどの町民が知らないうちに条例が制定したとしても、その実効性が疑われると、まあ分かりやすく言えば、絵に描いた餅になりかねないと。本条例を一旦取り下げるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 自治基本条例の制定につきましては、先ほども提案の説明の中でも申し上げましたし、今も縷々お話ししておりますが、町民の方が主体となるまちづくりの原理・原則を定めていくものでございまして、これからの美瑛町の町政の発展に必要不可欠なものであると認識してございます。過程につきましても、慌てている訳ではございません。専門部会の方々に十分な時間をとっていただき、様々な知見をお寄せいただいた上でようやく時間をかけてまとまってきた案でございます。この条例をお認めいただき制定された後に、この条例を動かすことによって、初めて多くの町民の方々がこの条例の意義、こういう風に物が変わっていくんだということを知ってくる、そういうことになるかもしれませんけれども、まずは、この条例を制定をいただきたい。そして、そのことを動かすことの中で、この条例を意味あるも

のだということの意義を更に広めさせていただきたいという風を感じているところでございます。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声）

なしと認め、これで質疑を終わります。

おはかりします。ただいま議題となっております、議案第1号の審議については、美瑛町まちづくり事務審査特別委員会へ付託のうえ、閉会中の継続審査にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、議案第1号の審議は、美瑛町まちづくり事務審査特別委員会へ付託のうえ、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第3 議案第2号 美瑛町まちづくり総合計画の策定と運用に関する条例の制定について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第3、議案第2号、美瑛町まちづくり総合計画の策定と運用に関する条例の制定についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

新村まちづくり推進課長。

（まちづくり推進課長 新村 猛君 登壇）

○まちづくり推進課長（新村 猛君） 議案第2号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集につきましては、14頁から16頁までになります。条例の制定要旨は、別冊資料の6頁及び7頁になります。今回の条例の制定につきましては、これまで総合計画は、地方自治法に基づき、市町村に対し総合計画の基本部分である基本構想を定めることが義務づけられておりましたが、平成23年の地方自治法の一部改正に伴い、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定の有無は自治体の判断に委ねられてきました。この度、美瑛町自治基本条例の制定を機に、法的根拠として総合計画の策定を本条例に位置づけ、本町の目指す将来の姿と取り組むべき施策を明らかにするとともに、総合的かつ計画的な行政運営を行うため、「美瑛町まちづくり総合計画の策定と運用に関する条例」を制定するものです。

最初に議案を朗読させていただき、その後、条例制定の趣旨、規定の内容などについて、ご説明をさせていただきます。それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

それでは、別冊資料の条例の制定要旨により、ご説明をさせていただきます。別冊資料の6頁になります。

1の制定の要旨につきましては、冒頭の提案理由でご説明したとおりですので、省略させていただきます。

2の制定の概要につきましては、本条例は、第1条の目的から各政策分野の基本的な計画までの全10条と附則で構成されております。

第1条につきましては、本条例の制定の目的について規定しております。第2条につきましては、総合計画を町政における最上位の計画に位置づけること、及び町が進める政策等が総合計画に根拠を置くことについて規定しております。第3条につきましては、総合計画に掲載する政策等を分かりやすく体系化すること、及び町民が簡便な方法で入手できることについて規定しております。第4条につきましては、総合計画の計画期間及び構成について規定しております。第5条につきましては、基本構想について規定しております。第6条につきましては、基本計画について規定しております。第7条につきましては、まちづくり評価について規定しております。第8条につきましては、総合計画の策定手順について、町民の意見を広く反映させること、多様な方法で町民の参加を推進すること、美瑛町まちづくり委員会へ諮問すること、及び議会の議決を求めること等について規定をしております。第9条につきましては、総合計画の見直しについて規定しております。第10条につきましては、各政策分野の基本的な計画の策定又は改定は、総合計画との関係を明らかにすること、及び十分な調整の下に行うことについて規定しております。

附則につきましては、施行期日及び経過措置について規定しております。

次に、議案に戻り、15頁の附則になります。附則、施行期日、第1項、この条例は、令和5年4月1日から施行する。以下、第2項の朗読は省略させていただきます。

以上で、議案第2号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。議案第2号について総括質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

おはかりします。ただいま議題となっております、議案第2号の審議については、美瑛町まちづくり事務審査特別委員会へ付託のうえ、閉会中の継続審査にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、議案第2号の審議は、美瑛町まちづくり事務審査特別委員会へ付託のうえ、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第4 議案第3号 美瑛町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第4、議案第3号、美瑛町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

今瀧総務課長。

（総務課長 今瀧 毅君 登壇）

○総務課長（今瀧 毅君） おはようございます。議案第3号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案集は17頁から20頁。制定要旨は別冊資料の8頁から9頁になります。本条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）が令和3年5月に改正され、令和5年4月1日の法施行後は、これまで地方公共団体等が条例等に基づき運用していた個人情報保護制度が法に統合されることから、法から委任された開示請求における手数料の取扱い等について新たに規定するとともに、美瑛町個人情報保護条例（平成15年美瑛町条例第3号）を廃止するため、本条例を制定するものです。

はじめに議案を朗読し、その後、資料によりご説明いたします。

（議案の朗読を省略する）

以下、第1条、趣旨から、議案18頁の附則の前までの条文の朗読を省略し、資料によりご説明いたします。別冊資料の8頁になります。

1の制定の要旨につきましては、冒頭で説明したとおりですので、説明は省略させていただきます。

2の制定の概要ですが、第1条では、条例制定の趣旨について規定しております。第2条では、本条例で使用する用語の定義を規定しております。第3条では、開示請求に記載する事項について、第4条では、開示決定等の期限について規定しております。第5条では、開示請求に係る手数料等の金額について規定しています。第6条では、訂正請求書に記載する事項について規定しております。第7条では、利用停止請求書に記載する事項について規定しております。第8条では、開示決定等に対する審査請求について規定しております。附則では、施行期日、美瑛町個人情報保護条例の廃止及び廃止に伴う経過措置について規定しております。

3の施行期日は、令和5年4月1日から施行する。資料の説明は以上です。

議案集に戻り、議案集18頁の附則を朗読します。附則、施行期日、第1条、この条例は、令和5年4月1日から施行する。以下、附則第2条から第3条までの朗読は省略いたします。

以上で、議案第3号の提案理由の説明を終わります。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。議案第3号について、総括質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

おはかりします。ただいま議題となっております、議案第3号の審議については、総務文教

常任委員会へ付託のうえ、閉会中の継続審査にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、議案第3号の審議は、総務文教常任委員会へ付託のうえ、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第5 議案第4号 美瑛町職員の降給に関する条例の制定について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第5、議案第4号、美瑛町職員の降給に関する条例の制定についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

今瀧総務課長。

(総務課長 今瀧 毅君 登壇)

○総務課長(今瀧 毅君) 議案第4号の提案理由についてご説明いたします。議案集は21頁から22頁、条例の制定要旨は別冊資料の10頁になります。本条例は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)の施行に伴い、町職員の定年退職年齢等の段階的な引上げ等に係る降給に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものです。

はじめに議案を朗読し、その後、資料によりご説明いたします。

(議案の朗読を省略する)

以下、第1条の目的から、附則の前までの条文の朗読を省略し、資料によりご説明いたします。資料につきましては、10頁になります。

1の制定の要旨につきましては、冒頭で説明したとおりですので説明は省略させていただきます。

2の制定の概要ですが、管理監督職勤務上限年齢制の導入により、60歳に到達した職員の管理監督職からの降任等に伴う降給に関して規定するものでございます。

3の制定の概要ですが、第1条では、条例の制定目的について規定しております。第2条では、降給に該当する事由について規定しております。第3条では、降給させる場合の通知書について規定しております。附則では、施行期日、定年延長に伴う給与に関する経過措置、降給に関する通知の経過措置、地方公営企業の職員に関する経過措置について規定しております。

4の施行期日は、令和5年4月1日からの施行です。資料の説明は以上です。

議案集に戻り、議案集21頁の附則を朗読いたします。附則、施行期日、1、この条例は、令和5年4月1日から施行する。以下、附則2から4までの朗読は省略をいたします。

以上で、議案第4号の提案理由の説明を終わります。よろしくお申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。議案第4号について総括質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

おはかりします。ただいま議題となっております、議案第4号の審議については、総務文教常任委員会へ付託のうえ、閉会中の継続審査にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、議案第4号の審議は、総務文教常任委員会へ付託のうえ、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第6 議案第5号 美瑛町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第6、議案第5号、美瑛町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

今瀧総務課長。

（総務課長 今瀧 毅君 登壇）

○総務課長（今瀧 毅君） 議案第5号の提案理由についてご説明いたします。議案集は23頁から24頁、条例の制定要旨は別冊資料の11頁から12頁になります。本条例は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行に伴う町職員の定年退職年齢等の段階的な引上げ等踏まえ、職員の加齢による諸事情等へ対応し仕事の両立を支援するための環境整備として、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものです。

はじめに議案を朗読し、その後、資料によりご説明いたします。

（議案の朗読を省略する）

以下、第1条の趣旨から、議案集24頁の附則の前までの条文の朗読を省略し、資料によりご説明いたします。資料の11頁になります。

1の制定の要旨につきましては、冒頭でご説明したとおりですので、説明は省略させていただきます。

2の制度の概要ですが、（1）制度、1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で部分休業を申請できる。対象年齢は60歳以上とする。（2）部分休業中の給与、部分休業の承認を受けて勤務しない場合は、勤務しない時間に応じ給与を減額して支給する。

3の制定の概要ですが、第1条、本条例の制定趣旨について規定。第2条、勤務時間の承認

及び対象年齢について規定。第3条、給与の支払いについて規定。第4条、退職手当の在職期間について規定。第5条、承認の取消し又は休業時間の短縮について規定。第6条、休業時間の延長について規定。第7条、施行規定として、規則で定める事項について規定しております。

4の施行期日は、令和5年4月1日からの施行となります。資料の説明は以上です。

議案集に戻り、議案集24頁の附則を朗読します。附則、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以上で、議案第5号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。議案第5号について総括質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

おはかりします。ただいま議題となっております、議案第5号の審議については、総務文教常任委員会へ付託のうえ、閉会中の継続審査にしたいと思ひます。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、議案第5号の審議は、総務文教常任委員会へ付託のうえ、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第7 議案第6号 美瑛町持続可能な観光目的地実現条例の制定について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第7、議案第6号、美瑛町持続可能な観光目的地実現条例の制定についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

高島商工観光交流課長。

（商工観光交流課長 高島 和浩君 登壇）

○商工観光交流課長（高島和浩君） 議案第6号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集につきましては、25頁から28頁までになります。条例の制定要旨は、別冊資料の13頁及び14頁になります。今回の条例の制定につきましては、本町の豊かな地域資源をより良い形で次世代へと継承するため、町、町民、観光事業者及び観光客等の訪問者が相互に協力し、持続可能な観光目的地の実現に向けた取組を推進するため条例を制定するものです。

最初に議案を朗読させていただき、その後、条例制定の趣旨、規定の内容などについてご説明をさせていただきます。それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

それでは、別冊資料の条例の制定要旨によりご説明をさせていただきます。別冊資料の13

頁になります。

1の制定の要旨につきましては、冒頭の提案理由でご説明したとおりですので省略させていただきます。

2の制定の概要につきましては、本条例は前文及び第1条の目的から施行規定までの全13条で構成されております。

前文につきましては、美瑛町の観光資源となっております、温泉や景観、食材などは、町民の財産であり、この財産を町、町民、観光事業者及び訪問者が一体となって守り育て、次世代に引き継いでいくことを簡潔に示しております。

第1条につきましては、制定の目的について規定しております。第2条につきましては、用語の定義について規定しております。第3条につきましては、基本理念について規定しております。第4条につきましては、町の責務と役割について規定をしております。第5条につきましては、町民、観光事業者及び訪問者の役割について規定しております。第6条につきましては、美瑛町観光マスタープランの策定について規定しております。第7条につきましては、迷惑な行為等の禁止について規定しております。第8条につきましては、立入制限区域の指定について規定しております。第9条につきましては、立入制限区域指定時におけます、標識の設置について規定しております。第10条につきましては、施策の総合的かつ計画的な推進を図るための体制の整備について規定しております。第11条につきましては、施策の検証とその結果を適切に反映させることについて規定しております。第12条につきましては、施策を推進するために必要な財政上の措置について規定しております。第13条につきましては、施行に必要な事項の委任を規定しております。附則では、施行期日について規定しております。

議案に戻りまして、28頁の附則になります。附則、施行期日、第1項、この条例は、令和5年4月1日から施行します。以下、第2項の朗読は省略させていただきます。

以上で、議案第6号の提案理由の説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。議案第6号について総括質疑を許します。

（「はい」の声）

13番八木議員。

（13番 八木 幹男議員 登壇）

○13番（八木幹男議員） 13番八木です。美瑛町持続可能な観光目的地実現条例について、総括質疑をいたします。観光に関する総括的な条例制定は不可欠と思いますが、なぜ今なのか。また、この条例で何をしようとしているのか明確になっていないように感じております。また、今定例会で付託される予定の条例制定、改正案が16件もあります。スケジュール的にみて、3月には予算審査を控えている関係上、これらの条例を2か月で審査を行わなければならないと、こういったタイトなスケジュールとなっており、優先順位をつけざるを得ない状況にある

ように感じております。地方公務員法の一部を改正する法律など、情報の改正に伴うものはやらざるを得ない。ちょっと注釈になりますが、過日行われた江藤先生の講義の中に、地方経営の軸、これは総合計画であり、地域経営のルールとしての自治基本条例がある、このようなことを受けまして、やはり地域経営の軸としての総合計画の在り方、あるいは地域経営のルールとしての自治基本条例、この辺の関連も優先順位としては上位にくるのではないかなというように考えております。そうやってまいりますと、持続可能な観光目的地実現条例の優先順位は、おのずと低くなると。さあ、どうするかということですが、そこで、論点整理の観点から、次の3点について考えをお伺いいたします。1点目、この条例は、なぜ今やらなければならないのか。また、この条例で何をしようとしているのか。2点目、現行のマスタープランをどのように考えているのか。3点目、財政上の措置とは何を指しているのか。以上、3点について質問させていただきます。よろしくお願ひいたします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

(町長 角和 浩幸君 登壇)

○町長(角和浩幸君) 美瑛町持続可能な観光目的地実現条例案につきましての総括質疑にお答えをさせていただきます。観光に関します、その根拠となる大切な条例であるという位置づけで策定作業に当たってまいりました。コロナ禍の前の美瑛町には240万人を超える観光客の方々が訪れていただいております。大変ありがたい面がございますが、一方で、オーバーツーリズム、観光公害と呼ばれるというような現象も生じていたところでございます。そのような現象を受けまして、持続可能な美瑛町の観光の在り方をどのようにしていくのかというところの基本、基礎のところを考えていきたいと思っております。

なぜこの時期なのかということですが、まずは、議会の皆さま方にもお知らせしましたが、私が町長就任をさせていただきまして間もなく、観光条例に関するプロジェクトチームを庁舎内に立ち上げさせていただきました。その中で検討が始まった訳ですが、その後コロナの感染症が拡大し、観光をめぐる情勢が一変してしまったということで、一旦、前提条件がどうなるかわからない中で議論を進めていくという訳にもいかないので、議論をストップをしたところでございます。その後、コロナの在り方が感染状況などを経た後、状況を見計らいまして、またこの次のコロナの後の観光を探って、そこに対応できる、きっちりした条例を作っていこうということで、また検討作業を再開し、再開をした後は観光関係の事業者の方々、また、北海道大学の皆さま方、多くの観光に関する、知見をお持ちの皆さま方の参加の下で委員会を結成していただきまして議論をしたところでございます。そして、その議論が煮詰まり、ご提案できる条例案としてまとってきたのがこのタイミングであるということでございます。結果といたしまして、今定例会でご提案をしております、他の条例案と重

なる同じ時期ではございますが、議論を煮詰めてきた結果、このタイミングでまとまったということございまして、ある意味の偶然であるという風にご理解頂いたらありがたいと思います。

それと、その上でもなぜ急ぐのか、今なのかというお尋ねかもしれませんが、そうであれば、お答えさせていただきたいのは、今、またコロナ中にはありますが、観光が戻ってきております。この夏も、観光客の方大分、美瑛町に入ってきていただいております。恐らく、年明け以降は更にコロナの前の観光の状況に戻っていくと推測ができる訳でございます。その時に、コロナの前の観光の状況が、コロナの後も同じように続くということは避けたい、そのためには今このタイミングで、コロナの後を見越した条例をご提案をし、お認めさせていただきたいという立場でございます。目的につきましては、これまでもご説明させていただいておりますけれども、観光が大事な産業ではございます。しかし、その観光と美瑛町内の町民生活、あるいは町民の経済活動等がぶつかり合ってしまうようでは困る、双方がメリットを感じるような、そのような美瑛町の観光にしていかなければならない。そのために観光客の方、もちろん、町側もそうでございますけれども、持続可能な観光のために双方協力していきましょう、良い観光地として作っていきましょうというところを最大の理念にしているところでございます。

現行のマスタープランにつきましては、中間の見直しも行ったところでございます。現マスタープラン、見直し分含むでございますけれどもマスタープランにつきましては、そのまま有効なものとして、美瑛町の観光の指針として活用させていただきます。

もう1点ございましたでしょうか。条例案の中で財源という財政上の措置となっております。これにつきましては、持続可能な観光を実現していくためには、その財源が必要である、そのための財源が必要であるという、今立場でございます。殊にこの新型コロナウイルスの状況を経験した今、大きく一気に急に観光業が影響を受けるという事態が発生するというのを、私たち経験したところでございます。このような時にすぐに対応できるためにも、財源が必要ではないのかというような議論もこれまでの委員会の中でも出てきたところでございます。持続可能な観光に必要な財源をやはり確保していく必要がこれからの観光行政・観光施策については求められているという立場でございます。その中身につきましては、もちろんこれからでございます。使用料、手数料、あるいは観光の目的税などいろいろなことが考えられると思いますが、今、今日この時点で何かが決まっている訳ではございません。観光のために、そのための財源を確保する必要があるということを条例案の中で明記をさせていただきたいと存ずる次第でございます。よろしくお願いたします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 13番八木議員。

○13番(八木幹男議員) 13番八木です。再質問させていただきます。まず1点目ですが、

この条例が今なぜやらなきゃならないのか、この点について付随する部分であります。必要であるということは十分認識しておりますが、条例だけでは不十分ではないかという視点であります。参考までに、京都の例なんです。観光振興計画的なものを、こういったことで、この計画と条例はセット、これで提案すべきではないかなという視点であります。京都市では、京都観光振興計画2025というものと、京都観光行動基準、これは京都観光のモラル的なものをこういったものをセットで提案していると。こうあるべきではないかなという視点であります。また、パブリックコメントでも「緊急性のあるものでもなく、急ぐ必要はないので、じっくり時間をかけて、改めて作り上げていくことを提案します」こういったコメントも寄せられております。

また2点目につきましては、マスタープランの関連ですけれども、現行のマスタープランの目指すところは、観光と農業の融合を起点として、くらしと観光の融合、ここに結びつけることにある、こういった理念は理解出来ますが、具体的な指標、これは町民の観光理解度を向上させる、こういったことを示しているに他なりません。この点については、今年の第5回定例会の私の一般質問でもう少し深掘りしていくべきではないかということ指摘させていただいております。町民の理解度向上を、ここをKGIとして、それに関連する項目をKPIのツリー構造で作り上げていく、こういったところが必要にはなっているのではないかなと、こういう視点であります。この点を踏まえて、現行マスタープランでいいのですか、こういうことあります。

また、もう1点は、マスタープランは、議会の議決事項にするべきではないかと、こういったことを条文に明記していくべきではないかなと、このように感じておりますので、再度の答弁をお願いをするものです。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) はい。まず、この時期というのは先ほども申し上げましたが、まずこの案がまとまってきたのがこの時期であるということが一つと、上程をさせていただきましたのは、コロナ後の観光が目前に迫っていることを見据えたところで、現時点で提案をさせていただくのが最も適切であるという判断の下で行わせていただきました。緊急性がないということは、そういう意味で私は当たらないと思っておりますし、また一般論としても緊急性ないならいつでもいいという訳ではないと思っております。緊急性があれば、すなわちすぐ、緊急性がなくても必要なものであれば速やかに行うというのが、私の立場でございます。

アクションプラン等とマスタープランの考え方でございますけれども、マスタープランにつきましても、これまで、この今、提案をさせていただいております観光の根拠となる条例がない中で、マスタープランだけがあったのがこれまでの状況でございます。一つは、それでいい

のかというような論点もございまして、マスタープランをきっちりと条例の中に位置づけていこうというのが、今回の条例提案の一つの狙いでございます。そして、マスタープラン、プラスアクションプラン的なものというものは、まさにこの条例が制定をいただいた後に、具体的なアクションプランの策定というのが、図られるのかなという風に思っているところでございます。京都市の例、ご提示いただきましたけれども、京都市のマナー、行動基準的なものはあれ観光協会が恐らく作られていると思っております。今回、提案するのは、行政として、条例を提案をさせていただきますので、この条例を制定をいただきました後に、これを根拠の条例といたしまして、観光協会とより密接な関係性の中で、例えば行動の基準、マナーに関する啓発というものは、一緒になって協力体制の下で取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

マスタープランの条文上での位置づけでございませけれども、まさにこの後の審議の条例の審査、審議の中でご議論を賜りたいと思うところでございます。よろしく願いいたします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 13番八木議員。

○13番(八木幹男議員) 13番八木です。再質問させていただきます。マスタープランに関してですけれども、私たちはコロナ前のオーバーツーリズムの再来を許してはならないと、こういうのは大前提であります。これは2018年11月28日、BS日テレの深層NEWS、こういった番組で、外国人観光客、観光公害を防げ、こういった特集で、京都の混雑で住民がバスに乗車出来ない、あるいはもう1点は鎌倉市の車道に出て、江ノ電のことですけれども、踏切と電車の撮影で混乱を占める。最後に、美瑛町の個人の畑に勝手に進入し、撮影すると。こういった、全国版のニュースで、こういった美瑛も取り上げられていると。本町の動きを全国から注目されていると、こういったことで理解をいただきたいなと思っております。

こんな中で、美瑛町もやはりこの課題解決を図っていかなければならないものが多々あると、こういったことであります。ここでは先ほども申し上げましたけれども、町民の理解度、これだけではちょっと物足りないなど、ここだけでは、先ほど申し上げました、暮らしと観光の融合、こういったところにはちょっと程遠い現状のマスタープランはあるかなと思っております。

こんなことを踏まえ、やはりこのタイアップする基本計画的なもの、これにはなかなか、ちょっと早期には無理だよと、こういう風に理解をいたしますので、まず委員会での審査に当たってはやはりこの条例だけでは、ちょっと不安があるかなと、こういう思いが持っているということでもあります。直近の事例では、旭川市が観光基本条例を、これを2019年の3月に出して、観光振興条例を2022年3月に制定をしています。やはりこの条例と計画はセット、こうあるべきではないかなと、根本は変わりませんが、やはりこの条例は必要だと、このように感じております。大事な条件であり、条例であり、条文だけの審査には不安が残る、こ

ういうことであります。最低限の条件として、やはりこの審査に当たり、これを説明する逐条解説、あるいは解説書、このぐらいは最低出してほしいなど、このような感じておりますので、その辺のところの答弁を再度お願いをいたします。

○議長（佐藤晴観議員） 休憩します。

休憩宣告（午前10時49分）

再開宣告（午前10時49分）

○議長（佐藤晴観議員） はい、再開します。

（「はい」の声）

角和町長。

○町長（角和浩幸君） これまでもお話をさせていただいておりますが、美瑛町、これまで根拠となる観光に関して、根拠条例となる一番大きなものがなかったと大元のところを今回ご提案し、定めていただきたいとお願いを申し立てしている次第でございます。その根拠となる一番大元になりますこの条例をお認めをいただきましたら、そののち早急にアクションプラン的な行動計画的なものを作成し、実行に移していくという、そういう運びを私ども想定をしていたところでございます。まず、根拠となるものがない中で、その他のマナーの啓発ですとか行動基準みたいなものを設けさせていただいても、宙に浮いたような状態にならないかなという懸念もございまして、しっかりとした根拠条例のところを一番に考えているところでございます。ただ、この条例だけでは中身もっとどうなっていくのかというところのご指摘、ご心配でございますので、どこまで意に沿う資料が作れるかどうかわかりませんが、条文ごとの逐条解説等につきましては、できる限り詳細な資料を揃えてご提案をさせていただきたいと存じます。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

おはかりします。ただいま議題となっております、議案第6号の審議については、美瑛町まちづくり事務審査特別委員会へ付託のうえ、閉会中の継続審査にしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、議案第6号の審議は、美瑛町まちづくり事務審査特別委員会へ付託のうえ、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第8 議案第7号 美瑛町公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第8、議案第7号、美瑛町公共下水道事業の設置等に関する条例

の制定についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

岩佐水道整備室長。

(水道整備室長 岩佐 和男君 登壇)

○水道整備室長(岩佐和男君) 議案第7号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。

議案集につきましては、29頁から31頁になります。条例の制定要旨は、別冊資料の15頁及び16頁になります。今回の条例の制定につきましては、人口3万人未満の市町村は、令和6年4月までに公共下水道事業を公営企業会計へ移行するよう総務省から通知があり、地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等に的確に取り組むため、公営企業会計の適用を推進することとされました。このようなことから健全な経営を推進するため、令和5年4月1日から公共下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用し、企業会計へ移行させるため、新たに条例を制定するものです。

最初に議案を朗読させていただき、その後、条例制定の趣旨、規定の内容などについて、ご説明をさせていただきます。それでは、議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

それでは、別冊資料の条例制定の要旨によりご説明させていただきます。別冊資料の15頁になります。

1の制定の要旨につきましては、冒頭の提案理由でご説明したとおりですので、省略させていただきます。

2の制定の概要につきましては、本条例は、第1条の公共下水道事業の設置から、業務状況説明書類の作成までの全10条で構成されております。

第1条につきましては、公共下水道事業の設置について規定しております。第2条につきましては、地方公営企業法の財務規定等の適用範囲を規定しております。第3条につきましては、経営の基本的事項を規定しております。第4条につきましては、利益の処分方法を規定しております。第5条につきましては、資本剰余金の処分方法を規定しております。第6条につきましては、予算で定めなければならない重要な資産の取得及び処分について規定しております。第7条につきましては、議会の同意を要する賠償責任の免除についての賠償額の範囲を規定しております。第8条につきましては、議会の議決を要する負担付き寄附又は贈与の受領、損害賠償額の範囲を規定しております。第9条につきましては、公共下水道事業の出納業務において会計管理者へ委任する事務内容について規定しております。第10条につきましては、業務状況説明書類の作成について規定しています。

附則につきましては、施行期日、美瑛町公共下水道設置条例の廃止について規定しております。

議案に戻り、31頁の附則になります。附則、施行期日、第1項、この条例は、令和5年4月1日から施行する。以下、第2項の朗読は省略をさせていただきます。

以上で、議案第7号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。議案第7号について総括質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

おはかりします。ただいま議題となっております、議案第7号の審議については、産業経済常任委員会へ付託のうえ、閉会中の継続審査にしたいと思ひます。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、議案第7号の審議は、産業経済常任委員会へ付託のうえ、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

午前11時10分まで休憩します。

休憩宣告（午前10時56分）

再開宣告（午前11時10分）

日程第9 議案第8号 美瑛町水力発電事業の設置等に関する条例の制定について

○議長（佐藤晴観議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。日程第9、議案第8号、美瑛町水力発電事業の設置等に関する条例の制定についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

岩佐水道整備室長。

（水道整備室長 岩佐 和男君 登壇）

○水道整備室長（岩佐和男君） 議案第8号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集につきましては、32頁から34頁になります。条例の制定要旨は、別冊資料の17頁及び18頁になります。今回の条例の制定につきましては、水力発電事業会計において、従来、官庁会計方式を採用し運営されてきましたが、平成31年に売電収入の使途の明瞭化と水力発電施設を適切に維持管理することを目的に、複式簿記方式に移行するよう農林水産省から通知があり、公営企業会計の適用を推進することとされました。このようなことから健全な経営を推進するため、令和5年4月1日から水力発電事業に地方公営企業法の財務規定等を適用し、企業会計移行させるため、新たに条例を制定するものです。

最初に議案を朗読させていただき、その後、条例制定の趣旨、規定の内容などについて、ご

説明をさせていただきます。

(議案の朗読を省略する)

それでは、別冊資料の条例制定の要旨によりご説明させていただきます。別冊資料の17頁になります。

1の制定の要旨につきましては、冒頭の提案理由でご説明したとおりですので省略させていただきます。

2の制定の概要につきましては、本条例は、第1条の水力発電事業の設置から、業務状況説明書類の作成までの全10条で構成されております。

第1条につきましては、水力発電事業の設置を規定しております。第2条につきましては、地方公営企業法の財務規定等の適用範囲を規定しております。第3条につきましては、経営の基本を規定しております。第4条につきましては、利益の処分方法を規定しております。第5条につきましては、資本剰余金の処分方法を規定しております。第6条につきましては、重要な資産の取得及び処分を規定しております。第7条につきましては、議会の同意を要する賠償責任の免除についての賠償額の範囲を規定しております。第8条につきましては、議会の議決を要する負担付き寄附又は贈与の受領、損害賠償額の範囲を規定しております。第9条につきましては、水力発電事業の出納業務において会計管理者へ委任する事務内容について規定しております。第10条につきましては、業務状況説明書類の作成について規定しております。

附則につきましては、施行期日について規定しております。

議案に戻り、34頁の附則になります。附則、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以上で、議案第8号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。議案第8号について総括質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

おはかりします。ただいま議題となっております、議案第8号の審議については、産業経済常任委員会へ付託のうえ、閉会中の継続審査にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、議案第8号の審議は、産業経済常任委員会へ付託のうえ、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第10 議案第9号 美瑛町水力発電事業会計基金条例の制定について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第10、議案第9号、美瑛町水力発電事業会計基金条例の制定に

ついでにこの件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

岩佐水道整備室長。

(水道整備室長 岩佐 和男君 登壇)

○水道整備室長(岩佐和男君) 議案第9号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。

議案集につきましては、35頁及び36頁になります。条例の制定要旨は、別冊資料の19頁になります。今回の条例の制定につきましては、水力発電事業において、地方公営企業法の財務規定等を適用し、企業会計へ移行させるため、新たに条例を制定するものです。

最初に議案を朗読させていただき、その後、条例制定の趣旨、規定の内容などについてご説明をさせていただきます。

(議案の朗読を省略する)

それでは、別冊資料の条例制定の要旨によりご説明をさせていただきます。別冊資料の19頁になります。

1の制定の要旨につきましては、冒頭の提案理由でご説明したとおりですので省略させていただきます。

2の制定の概要につきましては、本条例は、第1条の設置から委任までの全7条で構成されております。第1条につきましては、基金の設置を規定しております。第2条につきましては、積立額を規定しております。第3条につきましては、管理方法について規定しております。第4条につきましては、繰替運用について規定しております。第5条につきましては、運用益金の処理方法について規定しております。第6条につきましては、基金の処分方法について規定しております。第7条につきましては、基金の管理に関し必要な事項の委任について規定しております。

附則につきましては、施行期日、美瑛町水力発電事業特別会計基金条例の廃止、経過措置について規定しております。

議案に戻り、36頁の附則になります。附則、施行期日、第1項、この条例は、令和5年4月1日から施行する。以下、第2項と第3項の朗読を省略させていただきます。

以上で、議案第9号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。議案第9号について総括質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

おはかりします。ただいま議題となっております、議案第9号の審議については、産業経済常任委員会へ付託のうえ、閉会中の継続審査にしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、議案第9号の審議は、産業経済常任委員会へ付託のうえ、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第11 議案第10号 美瑛町職員定数条例の一部改正について

日程第12 議案第11号 美瑛町職員の定年等に関する条例の一部改正について

日程第13 議案第12号 美瑛町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正について

日程第14 議案第13号 美瑛町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正について

日程第15 議案第14号 美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

日程第16 議案第15号 美瑛町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第17 議案第16号 美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第11、議案第10号、美瑛町職員定数条例の一部改正についての件、日程第12、議案第11号、美瑛町職員の定年等に関する条例の一部改正についての件、日程第13、議案第12号、美瑛町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正についての件、日程第14、議案第13号、美瑛町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正についての件、日程第15、議案第14号、美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についての件、日程第16、議案第15号、美瑛町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての件及び日程第17、議案第16号、美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正についての件を一括議題とします。議案第10号から議案第16号までについて提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

今瀧総務課長。

(総務課長 今瀧 毅君 登壇)

○総務課長（今瀧 毅君） 議案第10号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案集は37頁、改正の要旨及び新旧対照表は、別冊資料の20頁から21頁になります。今回の、美瑛町職員定数条例の一部改正については、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行に伴い、町職員の定年退職年齢等の段階的な引上げ等に係る規定を整備するため、本条例の一部を改正するものです。

最初に議案を朗読し、その後、資料に基づき、改正内容の説明をいたします。

(議案の朗読を省略する)

別冊の資料により説明させていただきます。資料の20頁になります。

1の改正の要旨につきましては、冒頭の提案理由の中で説明したとおりですので説明を省略いたします。

2の改正の概要ですが、定年前再任用短時間勤務職員制の導入に伴い、用語の整理及び条項のずれ等が生じるため、条文の整備を行うものです。

3、施行期日、令和5年4月1日から施行する。資料21頁の新旧対照表の説明は省略いたします。

資料による説明を終わり、議案集に戻ります。議案集の37頁の附則になります。附則、施行期日、1、この条例は、令和5年4月1日から施行する。以下、附則2の朗読は省略いたします。

以上で、議案第10号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第11号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案集は38頁から52頁。改正の要旨及び新旧対照表は、別冊資料の22頁から32頁になります。今回の美瑛町職員の定年等に関する条例の一部改正についての提案理由は、議案第10号と同様になりますので省略をさせていただきます。

最初に、議案を朗読し、その後、資料に基づき改正内容の説明をいたします。

(議案の朗読を省略する)

以下、議案集44頁の附則の前までの条文の朗読を省略し、資料によりご説明いたします。

別冊資料により、説明させていただきます。資料の22頁になります。

1の改正の要旨につきましては、冒頭の提案理由の中で説明したとおりですので説明を省略いたします。

2の改正の概要ですが、(1)定年退職年齢を65歳まで段階的に引き上げる。期間、令和5年4月1日から令和7年3月31日まで、退職年齢61年、期間、令和7年4月1日から、令和9年3月31日まで、退職年齢62年、期間、令和9年4月1日から令和11年3月31日まで、63年、期間、令和11年4月1日から令和13年3月31日まで、退職年齢64年。

(2)管理監督職勤務上限年齢制の施行。管理職手当の支給対象となる職の勤務上限年齢を60歳とし、原則として移動期間内(当該年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間)に、他の職への降任を行う。(3)定年前再任用短時間勤務制の施行。60歳に達した年度以降に退職した職員を、短時間勤務により延長された定年退職相当日まで運用することができる。(4)暫定再任用制の施行。職員の再任用に関する条例の廃止に伴い、延長定年年齢以降にある退職した職員を、65歳の到達年齢の末日までの期間において再任用することができる。(5)事前情報提供・勤務意思確認制の試行。管理監督職勤務上限年齢制や定年

前再任用短時間勤務制の施行に伴い、職員が60歳到達年度の前年度において、勤務体制や給与等に関する情報を提供し、60歳以後の勤務の意思を確認する。

3、施行期日、令和5年4月1日から施行する。資料24頁から32頁までの新旧対照表の説明は省略いたします。

資料による説明を終わり、議案集に戻ります。議案集の44頁附則になります。附則、施行期日、第1条、この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第12条の規定は、公布の日から施行する。以下、附則第2条から第12条の朗読は省略いたします。

以上で、議案第11号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第12号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は、53頁から54頁、改正の要旨及び新旧対照表は、別冊資料の33頁になります。今回の美瑛町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正についての提案理由は、議案第10号と同様になりますので省略をさせていただきます。

最初に議案を朗読し、その後、資料に基づき、改正内容の説明をいたします。

(議案の朗読を省略する)

以下、附則の前までの条文の朗読を省略し、資料によりご説明いたします。

別冊資料により説明させていただきます。資料の33頁になります。

1の改正の要旨につきましては、冒頭の提案理由の中で説明したとおりですので説明を省略いたします。

2の改正の概要ですが、管理監督職勤務上限年齢制に係る特例措置の対象となる職員を公益法人等へ派遣する職員の対象外とする等の規定を整備する。

3、施行期日、令和5年4月1日から施行する。資料34頁の新旧対照表の説明は省略いたします。

資料による説明を終わり、議案集に戻ります。議案集の53頁の附則になります。附則、施行期日、第1条、この条例は、令和5年4月1日から施行する。以下、附則2から3の朗読は省略いたします。

以上で、議案第12号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

次に、議案第13号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集は55頁、改正の要旨及び新旧対照表は、別冊資料の35頁から36頁になります。今回の美瑛町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正についての提案理由は、議案第10号と同様になりますので省略をさせていただきます。

最初に議案を朗読し、その後、資料に基づき改正内容の説明をいたします。

(議案の朗読を省略する)

別冊の資料により説明をさせていただきます。資料の35頁になります。

1の改正の要旨につきましては、冒頭の提案理由の中で説明したとおりですので説明を省略いたします。

2の改正の概要ですが、減給処分となった職員の給料額の算定に係る基礎額を減給発令日の給料額とし、減給の期間中に給料が降給された場合の取扱いを規定するものです。

3、施行期日、令和5年4月1日から施行する。資料36頁の新旧対照表の説明は省略いたします。

資料による説明を終わり、議案集に戻ります。議案集の55頁附則になります。附則、施行期日、第1条、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以上で、議案第13号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第14号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案集は56頁から57頁。改正の要旨及び新旧対照表は、別冊資料の37頁から40頁になります。今回の美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についての提案理由につきましても、議案第10号と同様になりますので省略をさせていただきます。

最初に議案を朗読し、その後、資料に基づき、改正内容の説明をいたします。

(議案の朗読を省略する)

以下、附則の前までの条文の朗読を省略し、資料によりご説明いたします。

別冊の資料により説明をさせていただきます。資料の37頁になります。

1の改正の要旨につきましては、冒頭の提案理由の中で説明したとおりですので省略をさせていただきます。

2の改正の概要ですが、定年前再任用短時間勤務職員制の導入に伴い、用語の整理及び条項のずれ等が生じるため、条文の整備を行う。

3、施行期日、令和5年4月1日から施行する。資料38頁から40頁の新旧対照表の説明は省略いたします。

資料による説明を終わり、議案集に戻ります。議案集の56頁、附則になります。附則、施行期日、1、この条例は、令和5年4月1日から施行する。以下、附則2の朗読は省略いたします。

以上で、議案第14号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第15号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案集は58頁から59頁。改正の要旨及び新旧対照表は、別冊資料の41頁から45頁になります。今回の美瑛町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての提案理由につきましても、議案第10号と同様になりますので省略をさせていただきます。

最初に議案を朗読し、その後、資料に基づき、改正内容の説明をいたします。

(議案の朗読を省略する)

以下、附則の前までの条文の朗読を省略し、資料によりご説明いたします。

別冊の資料により説明させていただきます。資料の41頁になります。

1の改正の要旨につきましては、冒頭の提案理由の中で説明したとおりですので省略をいたします。

2の改正の概要ですが、(1)管理監督職上限年齢制に係る特例措置の適用対象となる職員を育児休業及び育児短時間勤務の対象外とする。(2)定年前再任用短時間勤務職員を部分休業の対象外とする。(3)用語の整理及び条項のずれ等の整備を行う。

3、施行期日、令和5年4月1日から施行する。資料42頁から45頁の新旧対照表の説明は省略いたします。

資料による説明を終わり、議案集に戻ります。議案集の59頁、附則になります。附則、施行期日、1、この条例は、令和5年4月1日から施行する。以下、附則2の朗読は省略いたします。

以上で、議案第15号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

次に、議案第16号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集は60頁から67頁。改正の要旨及び新旧対照表は、別冊資料の46頁から61頁になります。今回の美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正についての提案理由は、議案第10号と同様になりますので省略をさせていただきます。

最初に議案を朗読し、その後資料に基づき改正内容の説明をいたします。

(議案の朗読を省略する)

以下、附則の前までの条文の朗読を省略し、資料によりご説明いたします。

別冊の資料により説明させていただきます。資料の46頁になります。

1の改正の要旨につきましては、冒頭の提案理由の中で説明したとおりですので省略をさせていただきます。

2の改正の概要ですが、(1)降格後の職員の給料月額について、当分の間、当該職員が受ける給料月額の7割とする。(2)定年前再任用短時間勤務職員の給与に関する事項を規定する。(3)降格後の職について、別表第3に主幹及び副主幹を規定する。(4)用語の整理及び条項のずれ等の整備を行う。

3、施行期日、令和5年4月1日から施行する。資料47頁から61頁の新旧対照表の説明を省略いたします。

資料による説明を終わり、議案集に戻ります。議案集の65頁、附則になります。附則、施行期日、第1条、この条例は、令和5年4月1日から施行する。以下、附則の第2条から第4条の朗読は省略いたします。

以上で、議案第16号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。議案第10号について総括質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

おはかりします。ただいま議題となっております、議案第10号の審議については、総務文教常任委員会へ付託のうえ、閉会中の継続審査にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、議案第10号の審議は、総務文教常任委員会へ付託のうえ、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、議案第11号について総括質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

おはかりします。ただいま議題となっております、議案第11号の審議については、総務文教常任委員会へ付託のうえ、閉会中の継続審査にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、議案第11号の審議は、総務文教常任委員会へ付託のうえ、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、議案第12号について総括質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

おはかりします。ただいま議題となっております、議案第12号の審議については、総務文教常任委員会へ付託のうえ、閉会中の継続審査にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、議案第12号の審議は、総務文教常任委員会へ付託のうえ、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、議案第13号について総括質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

おはかりします。ただいま議題となっております、議案第13号の審議については、総務文教常任委員会へ付託のうえ、閉会中の継続審査にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、議案第13号の審議は、総務文教常任委員会へ付託のうえ、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、議案第14号について総括質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

おはかりします。ただいま議題となっております、議案第14号の審議については、総務文教常任委員会へ付託のうえ、閉会中の継続審査にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、議案第14号の審議は、総務文教常任委員会へ付託のうえ、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、議案第15号について総括質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

おはかりします。ただいま議題となっております、議案第15号の審議については、総務文教常任委員会へ付託のうえ、閉会中の継続審査にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、議案第15号の審議は、総務文教常任委員会へ付託のうえ、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、議案第16号について総括質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

おはかりします。ただいま議題となっております、議案第16号の審議については、総務文教常任委員会へ付託のうえ、閉会中の継続審査にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、議案第16号の審議は、総務文教常任委員会へ付託のうえ、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第18 議案第17号 美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第18、議案第17号、美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

今瀧総務課長。

（総務課長 今瀧 毅君 登壇）

○総務課長（今瀧 毅君） 議案第17号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案集は68頁、改正の要旨及び新旧対照表は、別冊資料の62頁から65頁になります。今回の美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正については、最低賃金法による北海道の最低賃金が令和4年10月2日から引き上げられたことに伴い、会計年度任用職員の給料及び報酬に係る所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものです。

最初に議案を朗読し、その後、資料に基づき、改正内容の説明をいたします。

（議案の朗読を省略する）

以下、附則の前までの条文の朗読を省略し、資料によりご説明いたします。別冊資料の62頁になります。

1の改正の要旨につきましては、冒頭の提案理由の中で説明したとおりですので説明を省略いたします。

2の改正の概要ですが、給与の支払いを受ける会計年度任用職員が、その給与の勤務1時間当たりの金額が最低賃金額に達しないこととなる場合は、その差額を給料又は報酬として支給するものです。

3、施行期日、公布の日から施行し、令和4年10月2日から適用する。資料63頁から65頁の新旧対照表の説明は省略いたします。

資料による説明を終わり、議案集に戻ります。議案集の68頁、附則になります。附則、この条例は公布の日から施行し、令和4年10月2日から適用する。

以上で、議案第17号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第18、議案第17号の5の件を採決します。議案第17号、美瑛町会計年度

任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第17号の件は原案のとおり可決されました。

午後1時まで休憩します。

休憩宣告(午前11時49分)

再開宣告(午後1時00分)

日程第19 議案第18号 令和4年度美瑛町一般会計補正予算(第7号)について

日程第20 議案第19号 令和4年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算(第2号)について

日程第21 議案第20号 令和4年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について

日程第22 議案第21号 令和4年度美瑛町水道事業会計補正予算(第5号)について

○議長(佐藤晴観議員) 休憩前に引き続き、会議を再開します。日程第19、議案第18号、令和4年度美瑛町一般会計補正予算(第7号)についての件、日程第20、議案第19号、令和4年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算(第2号)についての件、日程第21、議案第20号、令和4年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)についての件及び日程第22、議案第21号、令和4年度美瑛町水道事業会計補正予算(第5号)についての件を一括議題とします。これから各議案の提案理由の説明を求めます。はじめに、議案第18号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

今瀧総務課長。

(総務課長 今瀧 毅君 登壇)

○総務課長(今瀧 毅君) 議案第18号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案集は69頁から92頁までになります。今回の補正予算の主なものは、各種公共施設の電気料等の光熱水費の追加、地域間幹線バス路線運行支援事業の追加、社会福祉施設等物価高騰対策事業の追加、障害福祉サービス費の追加、農業関連、原油物価など対策事業の追加、自動車運輸事業者支援事業の追加、丘のまちびえいまちづくり基金積立金の追加などがございます。歳入歳出それぞれ1億1,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,350万円とするものです。

最初に議案条文を朗読し、その後、補正の内容を説明させていただきます。

(議案の朗読を省略する)

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明申し上げます。はじめに歳出からご説明いたします。議案集は77頁になります。

歳出、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目職員給与費、補正額はなく財源調整です。

第2目一般管理費、補正額539万7,000円の追加です。一般管理費に係る消耗品及び郵便料の追加です。

第5目財産管理費、補正額720万1,000円の追加です。庁舎維持管理に係る燃料費及び電気料の追加並びに電気温水器等に係る修繕料の追加です。

第7目地域振興費、補正額580万円の追加です。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、利用者の減少などによる地域間幹線バスに対する運行継続に向けた支援の追加です。

第10目火山情報センター費、補正額73万9,000円の追加です。原油高騰による火山情報センターの燃料費の追加です。

第13目諸費、補正額1,272万8,000円の追加です。まちづくり寄附管理事業は、まちづくり寄附金の寄附件数増に伴う追加です。

議案集79頁になります。第2項徴税费、第1目税務総務費、補正額21万9,000円の減額です。説明欄(1)税務総務管理事業は、会計年度任用職員の雇用を見送ったことによる報酬の皆減です。説明欄(2)上川広域滞納整理機構負担金は、令和3年度負担金の精算及び令和4年度引継ぎ額の確定に伴う負担金の追加です。

第2目賦課徴收費、補正額47万4,000円の減額です。説明欄(1)から(3)までの小事業について、事業費確定による減額です。

第3項戸籍住民登録費、第1目戸籍住民登録費、補正額37万8,000円の追加です。マイナンバー関連事務に係る会計年度任用職員の雇用に要する報酬の追加です。

第4項選挙費、第3目知事道議会議員選挙費、補正額57万8,000円の追加です。ポスター掲示場の設置管理にかかる費用の追加です。

議案集81頁になります。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、補正額423万9,000円の追加です。説明欄(1)新型コロナ療養支援事業は、感染者数の増に伴う支援数の増加による補正で123万9,000円の追加です。説明欄(2)社会福祉施設等物価高騰対策支援事業は、燃料費等の高騰による社会福祉施設等に対する経営安定を目的とした支援で300万円の追加です。

第2目高齢者福祉費、補正額19万4,000円の減額です。説明欄(1)介護サービス利用料軽減助成事業は、介護サービスの利用増による助成金、223万円の追加です。説明欄(2)、訪問看護ステーション利用料軽減助成事業は、訪問看護事業の利用増に伴う助成金7万6,000円の追加です。説明欄(3)、外国人介護福祉人材育成支援事業は、外国人留学生1

名減による負担金250万円の減額です。

第3目障害者福祉費、補正額1億2,510万円の追加です。説明欄(1)、障害者福祉管理事業は、障害支援区分認定意見書作成数の増加による手数料6万円の追加です。説明欄(2)障害者自立支援給付費は、障害福祉サービスの利用増による扶助費1億円の追加です。説明欄(3)障害児施設措置費は、放課後等デイサービスの利用増などに伴う審査手数料及び扶助費の補正で、2,504万円の追加です。第6目高齢者福祉住宅費、補正額44万円の追加です。高齢者福祉住宅電気料の追加です。

議案集83頁になります。第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、補正額32万9,000円の追加です。説明欄(1)子育て世帯生活支援給付金事業は、実績見込みによる交付金の補正で531万円の減額です。説明欄(2)保育士等処遇改善事業は、事業費確定による98万3,000円の減額です。説明欄(3)出産・子育て応援交付金事業は、国・道による補助を受け実施する妊婦出産期における経済支援事業で662万2,000円の追加です。

第2目保育所費、補正額115万2,000円の追加です。どんぐり保育園に係る燃料費及び電気料の追加です。

第4目子ども支援センター費、補正額3,000円の追加です。説明欄(1)子育て支援事業は、事業費確定見込みによる補正で53万1,000円の減額です。説明欄(2)発達支援事業は、事業費確定見込みによる減額補正及び、発達支援業務指導員の増員に伴う委託料の追加で53万4,000円の追加です。

第5目児童館費、補正額10万2,000円の追加です。児童館に係る燃料費の追加です。

議案集85頁になります。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第6目環境衛生費、補正額2億3,493万2,000円の減額です。説明欄(1)大雪葬斎組合負担金は、令和3年度繰越金の確定及び火葬場建設の実施年度変更に伴う負担金の補正で、2億3,523万2,000円の減額です。説明欄(2)公衆浴場確保対策補助事業は、燃料費高騰により、経常経費が増加している公衆浴場に対する補助30万円の追加です。

第2項清掃費、第1目清掃総務費、補正額111万6,000円の減額です。繰越金の確定等による、大雪清掃組合負担金の減額です。

第3目し尿処理費、補正額336万4,000円の減額です。浄化センター運営事業の事業費の確定による施設燃料費等の減額です。

第6款農林水産業費、第1項農業費、第1目農業委員会費、補正額6万2,000円の追加です。農地バンク事業等の推進用タブレット購入費の追加です。第2目農業振興費、補正額5,852万8,000円の追加です。説明欄(1)中山間地域等直接支払制度交付金事業は、交付金対象面積確定による補助金の補正で、66万8,000円の追加です。説明欄(2)生産資材物価高騰対策事業は、物価や燃料費高騰などの要因により、生産資材に係る負担が増加

している農業者に対する営農継続支援事業、4,400万円の追加です。説明欄(3)施設園芸燃料価格高騰対策事業は、燃料費高騰を受け、経常経費が増加している施設園芸農業者に対する営農継続支援事業1,000万円の追加です。説明欄(4)美瑛小麦乾燥施設整備補助事業は、美瑛小麦のブランド化促進と生産者の負担軽減のために、乾燥施設整備に対する補助事業386万円の追加です。

第3目畜産業費、補正額2,560万円の追加です。地域づくり総合交付金が採択されたことによる、ハーベスター整備に係る間接補助事業の追加です。

議案集87頁になります。第2項耕地費、第1目耕地整備費、補正額341万円の追加です。朗根内南地区における担い手育成農地集積事業等に係る道営事業負担金の追加です。

第3項林業費、第2目町有林管理費、補正額126万2,000円の追加です。町有林瓦礫伐採工事の実施に伴う追加です。

第7款商工費、第1項商工費、第2目商工業振興費、補正額1,270万1,000円の追加です。説明欄(1)電子地域通貨運営事業は、町内向けBeコインカードの新規発行枚数増によるカード印刷代の補正、10万1,000円の追加です。説明欄(2)電子地域通貨行政ポイント事業は、移住定住促進民間賃貸住宅家賃助成事業における助成対象者の増に伴うBeコイン年間付与見込み分27万円の追加です。説明欄(3)自動車運送事業者支援事業は、燃料費高騰により経常経費が増加している自動車運送事業者に対し助成を行う事業で、1,233万円の追加です。

第3目観光費、補正額64万2,000円の追加です。説明欄(1)から(4)までの各施設等管理運営事業につきましては、燃料費及び光熱水費の追加補正です。

第6目交流推進費、補正額10万8,000円の減額です。事業費確定に伴う補助金の減額です。議案集89頁になります。第2項文化スポーツ振興費、第2目生涯学習推進費、補正額2万1,000円の追加です。第28回日本管楽合奏コンテスト全国大会出場に伴う補助金の追加です。

第3目町民センター費、補正額149万3,000円の追加です。電気料に係る光熱水費の追加補正です。

第8款土木費、第2目道路橋梁費、第1目道路維持修繕費、補正額40万円の追加です。フリーロード等に係る電気料の追加です。第5目交通安全施設費、補正額240万円の追加です。公設街路灯に係る電気料の追加です。

第5項住宅費、第2目住宅建設費、補正額86万6,000円の減額です。説明欄(1)から(3)までの各事業について、事業費の確定による減額です。

第9款消防費、第1項消防費、第1目消防費、補正額814万9,000円の減額です。令和3年度繰越金の精算及び、人事異動に伴う人件費の調整、事業費の精算等による、大雪消防

組合負担金の減額です。

議案書91頁になります。第10款教育費、第1項教育総務費、第3目学校給食費、補正額366万9,000円の追加です。単価増に伴う、学校給食用消耗品や燃料費、設備修繕及び食材費の増に伴う給食費無償化交付金の追加です。

第2項小学校費、第1目学校管理費、補正額1,494万1,000円の追加です。説明欄(1)小学校施設改修事業は、美瑛小学校玄関ホール防火扉の改修費用で34万5,000円の追加です。説明欄(2)小学校管理運営事業は、燃料費及び電気料の追加並びに明德小学校敷地内における流木伐採工事費用で1,389万6,000円の追加です。説明欄(3)学校保健特別対策事業は、補助上限額の増に伴うコロナ対策用品購入費で、70万円の追加です。

第3項中学校費、第1目学校管理費、補正額1,134万9,000円の追加です。説明欄(1)各中学校施設改修事業は、美馬牛中学校体育館ステージのバトンウィンチの更新費用で67万6,000円の追加です。説明欄(2)中学校管理運営事業は、各中学校における燃料費及び光熱水費の増加で1,039万2,000円の追加。説明欄(3)学校保健特別対策事業は、補助上限額の増に伴うコロナ対策用品購入費で28万円の追加です。

第4項社会教育費、第3目図書館費、補正額6万7,000円の追加です。読書通帳達成者の増に伴う記念品に係る費用の追加です。第12款諸支出金、第1項普通財産取得費、第9目丘のまちびえいまちづくり基金費、補正額6,069万1,000円の追加です。9月補正以降のまちづくり寄附金4,385件分、6,069万1,000円を丘のまちびえいまちづくり基金に積み立てる補正です。

議案集は73頁になります。

歳入、第10款地方交付税、第1項地方交付税、補正額1億380万2,000円の追加です。財源調整による普通交付税の追加です。財源留保額は、変更交付決定後で1億1,256万7,000円となっております。

第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費負担金、補正額6,250万円の追加です。説明欄1の障害者自立支援給付費等負担金は、障害サービス利用増に伴う補正で5,000万円の追加です。説明欄2の障害児施設措置費負担金は、利用者の増加に伴う1,250万円の追加です。

第2項国庫補助金、第1目総務費補助金、補正額5,075万9,000円の追加です。説明欄1社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、マイナンバー交付事務補助金の追加による37万8,000円の追加。説明欄2原油及び物価高騰対策事業実施による新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、5,038万1,000円の追加です。

第2目民生費補助金、補正額408万6,000円の減額です。説明欄1から3につきましては、事業費確定による交付金の減額。説明欄4が、出産・子育て応援事業実施に係る交付金

441万4,000円の追加です。

第4目農林水産業費補助金、補正額242万円の追加です。道営事業負担金の増に伴う、農業経営高度化支援事業（中山間地域型）補助金の追加です。

第6目教育費補助金、補正額49万円の追加です。学校保健事業における、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る、小中学校に係る消耗品等購入費補助金の追加です。

第3項国庫委託金、第1目総務費委託金、補正額56万円の追加です。十勝岳火山砂防情報センター燃料費の追加に係る委託金の追加です。

第15款道支出金、第1項道負担金、第1目民生費負担金、補正額3,125万円の追加です。説明欄1の障害者自立支援給付費等負担金は、障害サービス利用者増に伴う追加で2,500万円の追加です。説明欄2の障害児施設措置費負担金は、利用者の増加に伴う増で、625万円の追加です。

第2項道補助金、第2目民生費補助金、補正額307万6,000円の追加です。説明欄1、子ども・子育て支援事業費減に伴う交付金11万7,000円の減額です。説明欄2、道補助金追加による北海道子育て世帯臨時特別給付金209万円の追加です。説明欄3、事業実施に伴う出産・子育て応援交付金110万3,000円の追加です。

第4目農林水産業費補助金、補正額2,715万3,000円の追加です。第1節の農業費補助金につきましては、説明欄1、情報収集業務効率化支援事業補助金の追加による、農業委員会交付金6万2,000円の追加。説明欄2、中山間地域等直接支払制度交付金対象面積確定に伴う、50万1,000円の追加補正。説明欄3、地域づくり総合交付金につきましては、自給飼料生産安定事業に係る補助金2,560万円の追加。

第2節の耕地費補助金につきましては、道営事業負担金の追加による次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業補助金、99万円の追加です。

議案集75頁になります。第17款寄附金、第1項寄附金、補正額6,469万1,000円の追加です。説明欄1、まちづくり寄附金4,385人分、6,069万1,000円の追加です。まちづくり寄附金は、11月21日現在で7,691件、1億1,795万円であります。説明欄2、企業版ふるさと納税寄附金は、パーソル総合研究所より400万円の寄附金の追加です。

第18款繰入金、第1項繰入金、補正額492万円の減額です。各基金繰入事業の事業費確定による繰入金の減額です。

第19款繰越金、第1項繰越金、補正額550万5,000円の追加です。財源調整による前年度繰越金の追加です。

第20款諸収入、第5項雑入、第4目雑入、補正額50万円の追加です。説明欄1の障害児通所給付費増加見込みによる追加補正です。

第21款町債、第1項町債、第3目衛生債、2億3,430万円の減額です。火葬場建設事業実施年度変更に伴う皆減です。

第7目教育債、260万円の追加です。学校給食支援事業、事業費の増による追加です。

次に、議案集72頁になります。第2表地方債補正です。変更前の地方債の総額、11億8,550万円から2億3,170万円を減額し、変更後の地方債の総額を、9億5,380万円とするものです。起債の目的、変更前限度額、変更後限度額のみ申し上げ、個別の事業名は省略いたします。第2表地方債補正、変更、起債の目的、過疎対策事業、変更前限度額、5億9,620万円。変更後限度額3億6,450万円。合計、変更前限度額11億8,550万円。変更後限度額9億5,380万円。なお、起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

70頁、71頁の第1表歳入歳出予算補正の説明は省略いたします。

以上で、議案第18号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、議案第19号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

岩佐水道整備室長。

（水道整備室長 岩佐 和男君 登壇）

○水道整備室長（岩佐和男君） 議案第19号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。

議案集は93頁から98頁になります。今回の補正は、最低賃金額変更に伴う会計年度任用職員の給料の追加及び電気料金値上げに伴う泉源施設電気料の追加をお願いするものでございます。

はじめに議案条文を朗読し、その後補正内容についてご説明いたします。議案集は93頁になります。

（議案の朗読を省略する）

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。議案集は97頁になります。

歳出、第2款泉源施設費、第1項泉源管理費、補正額112万7,000円の追加です。最低賃金額変更に伴う、会計年度任用職員報酬の追加及び電気料金値上げに伴う光熱水費の追加です。

次に、歳入についてご説明いたします。議案集は95頁になります。

歳入、第4款繰越金、第1項繰越金、補正額112万7,000円の追加です。報酬及び光熱水費の追加に伴う繰越金の追加です。94頁の第1表歳入歳出予算補正については説明を省略させていただきます。

以上で、議案第19号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、議案第20号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

岩佐水道整備室長。

○水道整備室長（岩佐和男君） 議案第20号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。

議案集は99頁から104頁になります。今回の補正は、電気料金の値上げに伴う終末処理場及びコンポストヤードの電気料の追加をお願いするものでございます。

はじめに議案条文を朗読し、その後補正内容についてご説明いたします。議案集は99頁になります。

（議案の朗読を省略する）

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。議案集は103頁になります。

歳出、第1款下水道事業費、第1項下水道管理費、補正額530万円の追加です。電気料金の値上げに伴う終末処理場及びコンポストヤードの光熱水費の追加です。

次に、歳入についてご説明いたします。議案集は101頁になります。

歳入、第5款繰越金、第1項繰越金、補正額530万円の追加です。光熱水費の追加に伴う繰越金の追加です。100頁の第1表歳入歳出予算補正については説明を省略させていただきます。

以上で、議案第20号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、議案第21号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

岩佐水道整備室長。

○水道整備室長（岩佐和男君） 議案第21号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。

議案集は105頁及び106頁になります。今回の補正は、収益的支出において、電気料金値上げに伴う浄水場等の電気料の追加をお願いするものでございます。

はじめに議案条文を朗読し、その後補正内容についてご説明いたします。議案集は105頁になります。

（議案の朗読を省略する）

次に、令和4年度美瑛町水道事業会計補正予算説明によりご説明いたします。議案集は106頁になります。

収益的支出、支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用、補正額191万1,000円の追加です。電気料金値上げに伴う浄水場等の光熱水費の追加です。

以上で、議案第21号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これで、4案件についての提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。はじめに、4案件に関連する事項について総括質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで4案件に関連する事項の総括質疑を終わります。

次に、議案第18号について総括質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第18号についての総括質疑を終わります。

次に、議案第18号について質疑を行います。議案集の77頁から80頁まで。はじめに、令和4年度美瑛町一般会計補正予算歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出、第2款総務費について質疑を許します。

(「はい」の声)

11番青田議員。

○11番(青田知史議員) 11番青田でございます。午後からもよろしく願いいたします。2款2項1目税務総務費、説明欄(2)番、上川広域滞納整理機構負担金について伺います。説明の中で、精算と引継ぎ額確定ということですね、いただきました。それで、4つほどあるんですけども、まずこちらの負担金の算定に当たっては、均等割、また、処理件数割、それと徴収実績割ということで、その3つを合計したもので、負担金の額が算定されるという風に認識しております。まずそのそれぞれですね、内訳といいますかね、そういうのが分かるようであれば教えてください。

それと、2番目としましてですね、徴収率99%ということ非常に高い水準にあるということで認識しております。それで、町の方でやっている、その徴収事務から、この整理機構、こちらは本当にプロのと言ったらあれですけども、専門的に徴収をやっている、そういう機構であるという風に理解しておりますが、徴収率99%の中で、現行の町の徴収して、出来ない部分について移管した場合にはですね、徴収率にどのような変動というか動きが出るのか、出ないのか、その辺りについて教えていただきたいと思えます。

そしてもう1点、例えばの話なんですけれども、固定資産税を滞納した方がいたとして、それを差押えしました。その後ですね、どのような状況になってどのような判断がされた場合に、この整理機構の方に移管されるのか、その辺りについて説明を求めたいと思えます。

○議長(佐藤晴観議員) 休憩します。

休憩宣告(午後 1時35分)

再開宣告(午後 1時37分)

○議長(佐藤晴観議員) はい、再開します。

(「はい」の声)

川合税務課長。

○**税務課長（川合実智代君）** 先ほどのご質問でありました、上川広域滞納整理機構の負担金の内訳であります、均等割額が88万9,000円、件数割額が74万8,000円、実績割額が66万1,000円で合計229万8,000円になります。そこから大雪広域連合会の負担金を引いて、102万2,000円で当初負担額との差額で41万7,000円を今回補正で上げております。

徴収率の99%、移管した場合どうなるのかということなんですけれども、上川広域滞納整理機構の方で徴収していただいた分も含めて、徴収率の方には算定しております。

3点目の固定資産税を滞納した場合の差押えのタイミングっていうことでしたか、広域に渡すタイミングっていうことになるかと思うんですけれども、悪質性があるかとか、金額が多いかとか、そういう規約がございまして、それに当てはまった場合、機構の方に引き継ぐことになっております。以上です。

○**議長（佐藤晴観議員）** ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に議案集の81頁から84頁まで。第3款民生費について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の85頁から88頁まで。第4款衛生費及び第6款農林水産業費について質疑を許します。

（「はい」の声）

12番山本議員。

○**12番（山本賢一議員）** 12番山本でございます。6款1項2目、農業振興費の説明欄の（2）、生産資材物価高騰対策ですね、それと（3）ですね、施設園芸燃料価格高騰対策事業、この2つについて質問させていただきます。まず、生産資材の物価高騰対策のこの事業なんですけれども、具体的にですね、どういうものに対しての資材の高騰に対して支援するのかということと、それから昨年度から比べて上昇分ということになっておりますけれども、この算定する基準ですね、どういう風に行っていくのかですね、その辺まず伺いたいのと、それから、施設園芸のこの燃料高騰対策なんですけれども、この部分について、例えば燃料費の上昇分に対してどのぐらいの何円ぐらいの支援だとかっていうのを具体的に分かれば教えていただきたいと思えます。

（「はい」の声）

○**議長（佐藤晴観議員）** 吉川農林課長。

○**農林課長（吉川智巳君）** まず一つ目の、生産資材物価高騰対策事業に対する支援であります

けども、これにつきましては、高騰しました肥料及び畜産の生産経費の一部を助成するというものでありまして、試算方法としましては、道で出しております、営農類型、経営別、その実績から、今回物価が上がっていると、その指数を掛けまして、それで算出してあります。令和4年から令和3年以降の5か年平均差し引いた部分の3分の1以内の助成という試算を1回起こしています。それともう一つは、議員ありましたように国の肥料対策事業、その7割の残りの3割の3分の1、そちらの両方の計算をした金額の低い額を今回この予算4,400万ということで計上させていただきます。もう一つ、光熱費につきましても、これにつきましても同じように道で出しております経営体の経費、動力光熱費、これつきまして反あたりの、出ておりますのでこれも同じような形で積算して、それを積み上げたものが、今回の予算1,000万という数字で出しております。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 12番山本議員。

○12番(山本賢一議員) 12番山本です。この部分で執行されるのが、例えば今年度中なのか、これ次年、年度またぐのかまずその部分と、それから3番目のこの施設園芸の燃料対策なんですけれども、多分トマト農家が主になってくるのかなと思うんですけれども、このトマト農家の分言いますと新規就農の方がかなり多い訳でして、トマトを主にしてにして営農してる方多いので、なかなかこの、高騰すると直接経営に影響するという部分ありますので、特にこの部分については予算額1,000万となっておりますけれども、もう少しこの幅を持たせた形で支援するというような形は出来ないのか、その2点について伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 吉川課長。

○農林課長(吉川智巳君) まず、この支援なんですけども、今年度まで、いわゆる来年3月31日までに支出したいと思ってます。一番関心持たれてるのが、国の7割、残りの3割がこれの中に上乗せされるんじゃないかといったことがありますが、今でも問題ないとは聞いておりますけど、これにつきまして再度確認して、問題なければ、粛々と事務を手続きさせていただきたいと思ってます。また、施設園芸につきましてはやはり主にトマトになりますけども、トマト以外の農民連盟で出しております施設園芸、いわゆるボイラー等を使ったものを対象にしておりまして、それに対して同じように、反のあたりの支援を年度内に支出したいと思っております。で、新規就農者につきまして確かにそのとおりであります。一方で、担い手対策等でも、手厚く支援してるところもありますんで、そういったものも鑑みながら、詳細の制度設計を作って、交付要綱作っていきたいと思ってます。以上です。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに。

(「はい」の声)

10番野村議員。

○10番（野村祐司議員） 10番野村です。よろしくお願ひします。4款1項6目、環境衛生費の説明欄1の安心・安全なまちづくりの中の大雪葬斎事業の関係。それから6款1項2目、農業振興費の中の説明欄1の（4）美瑛小麦乾燥の関係のこの事業、2点についてお伺いをさせていただきます。最初に、4款1項6目の環境衛生費でございますが、大雪葬斎のこの2億3,500万の減額については、説明でよく分かりました。そこで関連するんですが、先般この平面図で、大雪葬斎の概要が示されたところでございますが、一つ気になる点がありまして、今回、このいずれにしても、私たちが最終的にはお世話になる施設ですから、建物の在り方についていいですか、恐らくこれから立面図、正面図が示されると思うんですが、どうしてもこの火葬場という名称になれば、反対するものではありませんけど、そういう名称であれば、嫌悪感のある施設であると。特に、どうしても外観の形成が必要なんですが、その外構工事による、例えばその目隠しといいますか、あるいは外構のコンセプトがそういうのがこれからまだ論議がされるんでしょうけど、分かる範囲で示せる点があればお答えをいただきたいと思ひます。以上です。

○議長（佐藤晴観議員） 庄司住民生活課長。あ、2つ目言ってないですね。

○10番（野村祐司議員） それではすみません。6款1項2目、農業振興費でございます。昨日も小麦の振興について、いろいろ答弁がありましたので分かるんですが、小麦の受入れについては、国もこれから分散事業に乗ると、このようなお話がありました。今、美瑛の小麦振興の中で、この耕地面積でいえば恐らくもう5割近くが小麦の面積になってるんじゃないかと思うんですが、昔は4年輪作という言葉を使ったんですが、その辺がもう輪作が崩れてきてると。面積が増えれば保管が必要になってきますので、保管ということになれば、去年は逃げ場みたいな形でコンテナによる保管というの聞いてるんですが、これ永久保管ということになれば、やはりサイロの新設が機能的であるという風に思う訳であります。この辺のサイロの新設というのは国の事業に乗って、関連して必要ではないかと思うんですが、これらの動きがあれば課長の方からまたお答えをいただきたいと思ひます。以上です。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） では、先に庄司住民生活課長。

○住民生活課長（庄司篤史君） 先ほどの大雪葬斎場の件についてですけれども、内容詳細等につきましても3町議会の方でいろいろと議論されている部分でありますけれども、議員おっしゃられるとおり、火葬場というのはデリケートな施設でもございますので、現在周囲を植林で覆うなどして道路から見えないような形に配慮した植栽工事を行う予定でございます。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 吉川農林課長。

○農林課長（吉川智巳君） 小麦の関係であります、昨日の行政報告でありましたとおり、令和4年度の小麦の面積も種子も全部入れて、3,374ヘクタールということでもう輪作体系の4輪作の中でも本当に半分以上占めてるということでもありますので、今年度の所管事務調査でも見ていただいた、麦稈施設を見ていただきましたとおり、もうサイロもいっぱいだという状況、これ以上増えると入れないと、それでいわゆる議員言われたとおりコンテナに入れなきゃいけないと、横積みをしているという状況があります。その中で農協さんとは、今後どうするかっていうのはいろいろ協議させていただきまして、やはり具体的にそういう風なサイロを建てるということであれば、当然国の事業を探っていかなきゃいけないということでいろいろと協議して、具体化も含めてどういう事業がいいのかということのを今検討している最中であります。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に議案集の87頁から90頁まで。第7款商工費から第9款消防費までについて質疑を許します。

（「はい」の声）

6番中村議員。

○6番（中村俱和議員） はい、6番中村です。7款1項2目、87頁の足腰の強い産業づくりですね。これについて、自動車運送事業者支援事業、1,233万についてお聞きします。この事業の目的はですね、燃料高騰対策によると説明されました。その内容ですか、ご確認します。交付の対象はですね、自動車運送業者なんですけども、ハイヤーだとか観光バスの業者ですね。それから乗り合いバスをはじめ、そのほかに物流関係など幅広い車両が対象となるということですね。どのような支援を行うのかということについては、自動車重量税及び自賠責保険料の合算金額、これを車両ごとに支払うんだという認識でよろしいですか。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 高島商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（高島和浩君） はい、自動車運送事業者の支援事業のですね、対象となる事業者とその交付の内容ということだと思んですけども、対象になるのが貨物自動車の運送事業者と、それから旅客自動車運送事業者ということになります。それから支援対象の内容ということなんですけども、議員ご指摘のとおりですね、それぞれの車に自賠責保険とそれから重量税がかかっておりますので、ここの部分の経費の支援ということになります。以上です。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) 運送業が行う、運ぶ対象ですね、当然、人、それから物、それから家畜などもあると思うんですね。家畜が入ってるかどうかは今回説明されませんでしたけども、これは別にしてですね、このコロナ禍で、一番大きな打撃を受けているのは、やはり人を運ぶ観光業だと思うんですね。つまりハイヤー、観光バスですね。一方ですね、物流においてはね、いろいろな報道もありますけども、美瑛はどうか分かりませんが、あまり影響を受けてない、またはほとんど影響を受けてないのではないかと私は感じているんですけども、コロナによって、ハイヤーとか観光バスなどは、当然、走行距離が減ってくる訳ですよ、ね。悲しいことに減ってくる。燃料の消費量はそれに伴って少ないだろうと。一方物流では、横ばい。ザっと見ても、横ばいではないかなと思うんですけどもね。これは一つは、実態を調査したのかということを知りたいんですけど。もう一つはですね、こういう燃料費を基準とした、高騰を基準として支援するということがやはり効果が少ないのではないかと。ですから今回、担当課は自動車重量税と自賠責保険料に置き換えて支援するということになった訳ですね。しかしそれにしてもですよ、それにしてもやはり、このハイヤーと観光協会の運送会社と物流の運送会社では、この環境が違いますからね。やはり、支援の仕方もやはり変えるべきではないかなと思うんですね。ですから今のやり方ではね、効果が少ないか、空振りになる恐れがあるのではないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 高島課長。

○商工観光交流課長(高島和浩君) まず観光業に対する影響があるのではということでその辺の実態調査ということなんですけども、これ観光協会等通じましていろいろ観光業当然稼働してないということですね、非常に経営的に厳しいということは実際に聞いております。それから貨物の方につきましてはトラック協会の方からですね、非常に経営がこういう原油高騰ですとか、新型コロナウイルスの感染症の影響を受けまして物価高騰等によりですね、非常に経営が厳しいということの要望をいただいているところもありまして、今回貨物自動車運送事業者それから旅客自動車の運送事業者を対象としたということです。でありまして、これ実際にはそれぞれの事業者が所有しております自動車というかに関わってですね、必要となっている経費の、どの事業者ももちろん収支はそれぞれあると思うんですけども、それぞれの車にかかります経費を支援することですね、今後の事業の継続でありますとか雇用の維持ということを目的に支援しているということです。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) 担当課さんからですね、美瑛町における原油価格、それから物価高騰対策事業というのが説明されました。この中には10余りの事業があるんですけどもね。その

中で、石油高騰による、ための支援というだけではなくて、コロナ禍による、この経営不振に対する支援というのもこれは含まれてるんですね。ですから、今回提案された理由としてですね、燃料高騰とおっしゃいますけども、これはやはり、これだけではなくてコロナ対策、それからいろんな物価対策、これを含めて総合的にやはり支援していくことが必要ではないかなと思うんですね。燃料高騰だけではなくて、枠を外してもっと、今言ったようなコロナ対策、物価高騰を含めてね、総合的にやっていく必要があるのではないかなと思うんですね。ですから、支給の基準はですね、自動車重量税とか自賠責保険料と言いますけどもね。やはりこういう基準を見直して、もう一度、より困っている業種に対して手厚く、幅広く支援するということが必要ではないかなと思うんですね。いかがでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 現状の美瑛町内の経済状況を見ますと、コロナによる経営への影響、また、コロナも影響しておりますが、中での肥料、資材、燃料、その他の高騰による経営への影響、様々なものが今、美瑛町内の事業者さんに重い影を落としているという風に受け止めております。これまでもコロナにおける、コロナによる経営の被害影響につきましては、その都度、これまでご支援をさせていただいております。今回は特に、資材、燃料、物価高騰分による影響を、そこをお支えするという形で各種の、今ご提案させていただいております事業をご提案をさせていただきました。コロナはコロナ、物価高騰関係は今、物価高騰関係で、それぞれで手を打っておりますけれども、当然トータルとして、美瑛町内の事業者さんを支えていかなければならないという視点は当然持っておりますので、今回は、この形でご提案をさせていただきますけれども、今後におきまして更なる美瑛町内経済への影響を十分に把握した上で、コロナによるか、物価高騰によるかを問わず、弱いところに対してのご支援というのは引き続き状況に応じて、町としてさせていただく考えでございます。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑はありませんか。なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の91頁及び92頁。第10款教育費及び第12款諸支出金について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に議案集の73頁から76頁まで。歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入全款について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の69頁から72頁まで。令和4年度美瑛町一般会計補正予算(第7号)の条

文及び第1表歳入歳出予算補正並びに第2表地方債補正について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第18号についての質疑を終わります。

次に、議案第19号について質疑を行います。議案集の93頁から98頁まで。令和4年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算(第2号)の条文並びに第1表歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第19号についての質疑を終わります。

次に、議案第20号について質疑を行います。議案集の99頁から104頁まで。令和4年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)の条文並びに第1表歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第20号についての質疑を終わります。

次に、議案第21号について質疑を行います。議案集の105頁及び106頁。令和4年度美瑛町水道事業会計補正予算(第5号)の条文及び補正予算説明全般について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第21号についての質疑を終わります。

以上で、議案第18号から議案第21号までの4案件についての質疑を終わります。

これから討論を行います。はじめに、議案第18号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第18号についての討論を終わります。

次に、議案第19号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第19号についての討論を終わります。

次に、議案第20号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第20号についての討論を終わります。

次に、議案第21号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第21号についての討論を終わります。

これから、日程第19、議案第18号の件を採決します。議案第18号、令和4年度美瑛町一般会計補正予算(第7号)についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第18号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第19号の件を採決します。議案第19号、令和4年度美瑛町白金源泉事業特別会計補正予算(第2号)についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第19号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第21、議案第20号の件を採決します。議案第20号、令和4年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第20号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第22、議案第21号の件を採決します。議案第21号、令和4年度美瑛町水道事業会計補正予算(第5号)についての件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第21号の件は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第22号 連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第23、議案第22号、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

新村まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長 新村 猛君 登壇)

○まちづくり推進課長(新村 猛君) 議案第22号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集につきましては、107頁から109頁までになります。新旧対照表は別冊資料の64頁から66頁までになります。連携中枢都市圏は、人口減少、少子高齢化社会にあっても、地域を活性化し、経済を持続可能なものとし、地域住民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにする目的で、平成26年度に創設された広域連携の制度であります。令和4年1月12日に、中心市である旭川市と近隣の8町が連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結し、本町においては、28の連携事業について取組を進めているところですが、この度、連携協約を変更し、新たに4つの連携事業を追加するため、地方自治法第252条の2第4項の規

定によりその例によることとされる同条第3項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものです。

最初に、議案を朗読させていただき、その後、別冊資料によりご説明をさせていただきます。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

それでは、別冊資料の新旧対照表によりご説明をさせていただきます。別冊資料の64頁になります。

別表3の圏域全体の生活関連機能サービスの向上の(1)生活機能の強化に係る政策分野のエ、地域振興の表中に、新規就農者等の育成を追加し、圏域の農業を力強く発展させるため、新規就農者等を育成する連携事業に取り組んでまいります。

次に、65頁になります。同じく、カ、環境の表中に、ヒグマ対策の推進を追加し、圏域住民の安全・安心を確保するため、圏域のヒグマ対策を推進する連携事業に取り組んでまいります。また、同表中に、ゼロカーボンの推進を追加し、圏域の地球温暖化対策の推進を図るため、ゼロカーボンの普及啓発に資する取組を行う連携事業に取り組んでまいります。

次に、66頁になります。(2)結びつきやネットワークの強化に係る政策分野のイ、その他、結びつきやネットワークの強化に係る連携の表中に、旭川大雪圏東京事務所を活用したシティプロモーション等の推進を追加し、旭川大雪圏東京事務所を拠点として、圏域の魅力を発信するためのシティプロモーションを展開するとともに、府省庁等とのネットワークを構築し、情報収集や要望活動を行う連携事業に取り組んでまいります。

以上、4つの新規連携事業を追加するため、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更するものです。

以上で、議案第22号の提案理由の説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第23、議案第22号の件を採決します。議案第22号、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第22号の件は原案のとおり可決されました。

日程第 2 4 議案第 2 3 号 町道路線の変更について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第 2 4、議案第 2 3 号、町道路線の変更についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

平間建設水道課長。

（建設水道課長 平間 克哉君 登壇）

○建設水道課長（平間克哉君） 議案第 2 3 号の提案理由について、ご説明申し上げます。議案集につきましては、110 頁になります。また、町道路線の変更か所につきましては、別冊資料の 6 7 頁になりますのでご参照願います。今回の町道路線の変更は、町道美園村山線の 1 号橋の架替工事が完了し、起点位置が変更することから、道路法に基づき、起点の変更について、議会の議決をお願いするものです。それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

なお、別冊資料の説明については省略をさせていただきます。

以上で、議案第 2 3 号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第 2 4、議案第 2 3 号の件を採決します。議案第 2 3 号、町道路線の変更についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第 2 3 号の件は原案のとおり可決されました。

日程第 2 5 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第 2 5、諮問第 1 号、人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題とします。本件について提出者の説明を求めます。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） 諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について提案理由をご説明申し上げます。議案集は111頁になります。人権擁護委員は、人権擁護委員法で、市町村が議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦し、市町村を包括する都道府県の区域内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聞いて、法務大臣が委嘱することとなっています。本町では現在3名の人権擁護委員を選任し、人権擁護活動並びに自由人権思想に関する啓発活動などにご活躍をいただいているところでございます。それではまず、議案を朗読させていただきます。

（議案の朗読を省略する）

大谷隆男氏におかれましては、昭和48年から42年間の長きにわたり美瑛町役場に勤務され、識見高く誠実に職務に精励し、本町の発展に尽力をされていらっしゃいました。令和2年4月からは本町の人権擁護委員として就任以来、人権思想の普及活動や地域福祉の向上などに尽力され、町内の幼稚園、保育所及び小・中学校に出向き、他者への思いやりの心を育む教室を開催するなど、人権擁護の大切さについて啓発をされてきました。本町としましても、その献身的な行動力、指導力を高く評価し、その手腕に大きく期待しているところであり、大谷隆男氏を人権擁護委員として推薦するものでございます。

以上で、説明を終了させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） ここで暫時休憩します。

休憩宣告（午後 2時14分）

再開宣告（午後 2時15分）

○議長（佐藤晴観議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

おはかりします。本件はお手元に配付しました意見のとおり答申したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についての件は、お手元に配付しました意見のとおり答申することに決定しました。

日程第26 報告第1号 専決処分について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第26、報告第1号、専決処分についての件を議題とします。本件について説明を求めます。

（「はい」の声）

岩佐水道整備室長。

（水道整備室長 岩佐 和男君 登壇）

○水道整備室長（岩佐和男君） 報告第1号、専決処分につきましてご説明申し上げます。議案集は112頁になります。令和4年第3回議会臨時会において、請負契約の議決をいただいた泉源井新設工事その1は、概数としていた掘削の際に発生する泥水の数量が確定し、設計変更を行い、契約金額が変更となりましたので、11月29日に美瑛町長の専決処分事項指定について、第3項の規定により専決処分いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により、議会へ報告するものです。それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

以上で、報告第1号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

おはかりします。報告第1号については、これをもって審議を終わりたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、報告第1号の件は報告を終わります。

日程第27 意見書案第8号 物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策等の強化に関する意見書について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第27、意見書案第8号、物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策等の強化に関する意見書についての件を議題とします。本件について趣旨説明を求めます。

（「はい」の声）

5番大坪正明議員。

（5番 大坪 正明議員 登壇）

○5番（大坪正明議員） 意見書案第8号につきまして、朗読をもって提案にかえさせていただきます。

（意見書案の朗読を省略する）

よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第27、意見書案第8号の件を採決します。意見書案第8号、物価高における農畜産物の適正な価格形成と農業経営の存続に向けた需給改善対策等の強化に関する意見書についての件を、決議することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、意見書案第8号の件は決議することに決定し、決議書を関係機関に送付することにいたします。

日程第28 所管事務調査の申し出について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第28、所管事務調査の申し出についての件を議題とします。本件について、総務文教常任委員会委員長大坪正明議員、産業経済常任委員会委員長野村祐司議員、議会運営委員会委員長桑谷覺議員、美瑛町まちづくり事務審査特別委員会委員長八木幹男議員から所管事務調査を行うため、閉会中の継続調査の承認を求める申し出が別紙のとおりありました。

おはかりします。本件については各委員長からの申し出のとおり承認したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、本件は各委員長からの申し出のとおり、承認することに決定しました。なお、派遣地、調査事項等に変更が生じた場合には、議長において承認したいと思いますので、了承願います。

閉会宣告

○議長(佐藤晴観議員) これをもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。会議を閉じます。令和4年第7回美瑛町議会定例会を閉会いたします。

閉会挨拶

○議長(佐藤晴観議員) はい、お疲れさまでした。2日間に亘って審議いただきまして、あり

がとうございました。ちょっと、何か昨日の一般質問で、ちょっと僕が気になることといたすか、青田議員の質問の中で、町長の答弁で、美しい村のことが出てたんですけども、そこで町長が、そうでしたかみたいな感じだったので、ちょっと、僕にはちょっと不思議な思いでいるっていうのが本音で、青田議員がその後、まあリスペクトが足りないのではないのかっていうようなことも言ってたんだけど、俺は、そのリスペクトっていうのを理解できるけど、例えば首長なんだから、ノーリスペクトもあると、あるならあるで俺はいいと思う。他の町では、例えば美しい村、首長が代わって脱会しましたっていうような町もやっぱり当然あるという中ですから、だからその何て言うんですかね。ただ単純に町長は昨日答弁したとおりのことかもしれないけど、はっきり言えないような部分っていうのはもしかしたらあるのかもしれないと思う。それが僕ら議員から見た、町長と職員との何かちょっとずれているんじゃないっていうような感じだったりね、保田議員が言った副町長と町長うまくいってないんじゃないのっていうようなそういう何かずれに感じちゃうのかなって、昨日ちょっと思ったというところであります。

とはいえ我々任期、最後から2回目の議会終わりました。任期中あと1回しかありません。もちろん、一般質問のチャンスはあと1回しかありません。昨日の答弁の感じを見ると、教育長まだまだ余裕がある感じでしたから、ね。未来ある子どもたちのために教育長に、また、すぐ、募集しますんで、いやそれは冗談ですけど。でもやっていけたらと思ってますんで、引き続きよろしく願いいたします。今年1年お世話になりました。お疲れさまでした。

午後2時26分 閉会

上記のとおり相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和5年2月6日

美瑛町議会 議長 佐藤 晴 観

議員 大坪 正 明

議員 桑 谷 覺